

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成25年3月18日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 平成25年3月18日（月曜日） 午後1時30分 開会  
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 第81号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第82号議案   | 「質疑・討論・採決」 |
| 第31号議案   | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（15名）

委員長 滝川健司	副委員長 加藤芳夫				
委員 下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光	
鈴木達雄	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森 孝
菊地勝昭	荒川修吉				
議長 夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時30分

○**滝川健司委員長** ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月13日の本会議において本委員会に付託されました第81号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第6号）、第82号議案 平成24年度新城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、第31号議案 平成25年度新城市一般会計予算から第63号議案 平成25年度新城市工業用水道事業会計予算までの35議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第81号議案 平成24年度新城市一般会計補正予算（第6号）及び第82号議案 平成24年度新城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第81号議案及び第82号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第81号議案及び第82号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、第31号議案 平成25年度新城市一般会計予算を議題とします。

これより、歳入1款市税の質疑に入ります。質疑者、加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、歳入1款法人滞納繰越分、ページ数は15ページでございます。

前年度決算収入未済額と比較いたしまして、新年度計上額が非常に少額である。その理由と努力目標は。お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 鈴木税務課参事。

○**鈴木勇人税務課参事** 前年度の滞納繰越分の決算収入未済額につきましては、委員がご承知のとおり、歳入調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いたものでございます。これに対し、新年度の予算額は、今年度の未収額や不納欠損予定額を見込みまして、これに収納見込み率を乗じたものを計上させていただきました。

まず、新年度計上額が少ないのは、特に法人市民税の滞納繰越分につきましては、経営状況が思わしくない事業所が多く、なかなか滞納処分までに至らないことから、余り多くの額を見込めないというのが主な理由でございます。

しかし、市財政の健全運営、納税義務の公平性を確保するためにも、収入未済額の削減、滞納繰越分収入額の向上を図ることは重要であると認識しております。

努力目標といたしましては、前年度の法人市民税の滞納繰越分の収納率は12.3%でありましたが、今後、これを上回る収納率を確保できるよう、収入未済額の削減に努めてまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** ただいま説明がありましたけれども、一般的に見て、やっぱり税の公平、公正という旨からいって、特に法人の場合については、企業ということで倒産ということもあり得るということが考えられます。個人

の場合だと、いつまでたっても差し押さえということができると思うんですけれども、ただ、今、数年間の決算状況も見ながら、予算額の計上額を比較していきますと、非常にこの2、3年、決算の未済額が多い割に予算額の計上が少ない。先ほど答弁でありましたけれど、経営状況なんかを判断していくと、法人で大変厳しいとはいえども、一生懸命に払っている納税者もあるわけなんです。ですから、このまま置いていくと、決算の未収入額が多少の年月が過ぎれば、不納欠損になってしまう可能性もある。

そうしますと、一生懸命に払っている納税者に対して、どう言いわけをするかということから考えますと、私はこの個人税も、今回、個人については聞きませんが、法人については倒産してしまえばそれまでという話が多いものですから、ぜひ今後とも、この予算の計上については、もう少し過去の実績というよりも、恐らく滞納整理機構というのも東三河はつくってあると思うんですけれども、そういうものを通じていけば、もっとこの予算計上額は多くできると思うんですけれども、その辺について、もう一度お答えいただきたいと思います。

○**滝川健司委員長** 鈴木税務課参事。

○**鈴木勇人税務課参事** 今、加藤委員がおっしゃるとおりでございますが、今、いわゆる滞納繰り越しの法人が50件ほどございます。内訳としましては、ほとんど、いわゆる均等割の法人でございます。今、おっしゃるように、いわゆる法人の債権としましては、一番確実に徴収できるのは売掛金かと思われるんですが、そういった事業所であればあるほど、そういった売掛金を差し押さえしますと、もう自転車操業の状況なものですから、なかなか経営を即倒産に導いてしまう、導くと言いますか、追いやってしまうようなことがありますので、そこら辺は慎重に財産調査等をしまして、できるものについてはきちっ

と差し押さえなり、いわゆる滞納処分をしまして対応していきたいと考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** それでは、歳入13款教育使用料、文化会館使用料、ページ数は23ページでございます。

新たな民間指定管理者で利用者増を確約したが、新年度の使用料計上額が昨年並み、というか、ここ数年ほとんど変わっておりません、の計上額である。民間管理者による利用者増は見込んでいないのかをお聞きします。

○**滝川健司委員長** 請井文化課長。

○**請井浩二文化課長** 文化会館の使用料につきましては、来年度に文化会館の空調設備の改修工事を予定していますことから、工事期間中の10月、11月が大会議室と展示室、1月から3月までが大・小ホールの利用を中止せざるを得ない状況となっております。このことを踏まえまして、本来ならば、来年度の使用料につきましては減収となることが考えられました。

しかし、来年度予定されております市民体育館の取り壊しに伴う会議室の利用増加を見込みまして、また新たな指定管理者による自主事業の実施という新たな試みを行っていくということで、この減収分を補填いたしまして、また利用者増の目標値という期待も込めまして、平成23年度の実績額並みの予算計上をさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 昨年の9月ぐらいでしたか、新しい指定管理という形になりまして、プレゼンテーションをやって、確か東京の、私もびっくりしたんですけども、とんでもないというのか、本当に近くの身近な業者ではなくて、大手のNTTという関係の業者が入札されて、その中のプレゼンテーションの書類をいろいろ読ませていただきました。そんな中で、かなり相当の私は期待のできる事業種目というのか、自主事業から事業計画が書いてありました。

ここ数年の実績を見ると、大体、使用料が1,800万円ぐらいの計上ですけれども、今回の新しい指定管理業者による場合には、先ほど課長がおっしゃった10月と11月と翌年1月から3月の会館の一時的な休止はあるにせよ、本来の指定管理、今度は新しくなった目的、実績よりも新しい効果を生むというのか、すごくそれを期待して市は決めたはずなんです。ですから、予算的には計上額はそのようですけれども、今年度の期待というのはもっともって、私は2,000万円を超してもいいぐらいな期待をしておるんですけども、なぜ計上額が今年度並みと言ったらまた同じ答弁になるのかと思いますけれども、ぜひ、もう少しハッパをかけるというのか、期待をして増額というのか、していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 ありがとうございます。予算作成時には、新たな指定管理者が決定していなかったという状況でございまして、応募のありました各申請団体の特色あるさまざまな自主事業の提案、例えば、はなのき広場を使ったイベントやコンサートの実施、各種体験教室、文化団体へのサポート事業等から利用増の積算を検討いたしましたけれども、中には施設利用者の増加にはなっても使用料収入に結び付かない、数値化が困難なものも

ございまして、自主事業に伴う使用料の増額分を積算することができない状況のため、今回、利用増の目標値という期待を込めたものでございますので、ご理解をいただけたらと思っております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、57ページ。

(1) 各事業の実効性の確保について。体育館解体工事入札不調、基本設計の市民説明会延期等、確定されていない事業があるため、建設スケジュールの大幅な見直しが必要ではないか。よろしくお願いします。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 それでは、建設スケジュールの見直しにつきましてお答えさせていただきます。

答弁内容は、加藤委員さんからの一般質問での答弁と重なる部分もございまして、ご容赦ください。

先月、2月14日開催いただきました議会、総合政策特別委員会におきまして、市民体育館解体工事の再発注及び最終的な基本設計案の市民説明会につきましては、建設用地の土地収用事業認定のめどが立った段階で、再度、検討をさせていただきたいと、この旨ご説明をさせていただきました。また、現在、新市まちづくり計画の変更議案を上程させていただいております。

このようなことから、建設スケジュールの見直しにつきましては、新市まちづくり計画

の変更が議決され、愛知県知事、総務大臣への届け出が完了し、さらに庁舎建設用地取得に係る事業認定のめどが立った段階で、総合的に判断させていただくものをご理解いただければと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、実施計画は、まちづくり計画が決まり、それから収用認定が決まってから進めていくということがあるんですが、まだ基本設計の段階の中で、今、基本設計の市民説明会がまず延期されていますけれど、それは少し確認させていただきたいんですけど、基本設計の委託期間というのが、昨年、2月末までと延期されたという報告は受けているんですけど、まだ基本設計がきちんと概要までしか行っていなくて、きちんと基本設計まで行っていない段階なんですけれど、この委託が2月28日で終わっているという、この基本設計が中途半端な委託の形なんですけど、この辺、次の実施設計にかかわってくると思うんですけども、この辺はどうなっているんでしょうか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 年度末までに、基本設計を一応一通り終える予定です、案の段階でございますが。本来でしたら、年度内にその基本設計の案を市民の皆様にご説明して、その意見を踏まえながら最終的な基本設計を成果品としていただくという契約でございますが、今般このような事情から、基本設計の市民説明会を延期させていただくというお話をさせていただきました。ですので、今年度の事業としましては、基本設計市民説明会にかける前の段階の基本設計として成果品を納めていただく予定です。

いろんな整理ができてから、改めて計画を立てて、基本設計の案の市民説明会をさせていただき、その意見を踏まえながら実施設計に入っていくという計画になろうかと考えて

おります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、基本設計が説明会できちんとされたときに、一応、そこで委託料を払わせてもらうという話があったんですが、これは今回の予算の中ではなくて、前回、委託は結局、基本設計までの委託料が全部入っていたと思うんですが、前回の昨年の予算の中で出るのか、それとも今回、新たな予算の中で基本設計がきちんとされたときに一度、お金の関係なんですけれど、どういう段階。今回の予算は、その基本設計の市民説明会が終わるまでのお金については、昨年の中に入っていると思えばいいのか、それとも今回の新年度予算の中で、今委託している会社へきちんと、今年度の予算の中にその基本設計が終わるまでの予算が入っていると考えればいいのか、お願いします。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 今、手続き中ではございますけれども、今年度の当初の計画の中で今、基本設計の市民説明会もやる事業費となっておりますので、それを延ばすということでございますので、平成24年度の基本設計委託料の中から市民説明会分だけを減額する予定でございます。それにつきましては、25年度、事業のめどが立ち次第、説明会の費用を改めて補正等で検討させていただきたいなと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今回、スケジュールが、一応、基本設計の市民説明会がどのような時期に終える計画、それで実施設計にどのように入っていくか。今後、大幅な見直しの大体のスケジュールは、もう既に今、検討はされているんでしょうか。

○滝川健司委員長 片瀬契約検査課長。

○片瀬雅好契約検査課長 先ほどのお答えと重なってしまいましたが、具体的な、いわゆる方針的なものはいろいろな状況が定まってき

ませんと判断できませんので、そのときに総合的に判断をさせていただくというお答えをさせていただきましたが、事務担当のレベルでも、その時期を検討するにはまだ途中、事業認定の段取りとか、基本設計の中身とかによって、いろんなもろもろの条件が変わってくるのではないかと思います。ですので、そういったものが整理され次第、速やかに計画を立てて、事前に市民の皆様へ周知して、基本設計案市民説明会に臨みたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 先ほどの見直しの中に、合併特例債の関係の中で下江議員の一般質問の中にもあったんですけども、財政的な見直しというか、そういう部分もこの建設スケジュールの見直しという中に、きちんともう一度、財政の関係でも見直すというのは考えておられるでしょうか。

○**滝川健司委員長** 片瀬契約検査課長。

○**片瀬雅好契約検査課長** 資金計画につきましては、基本設計概要説明会では、まだ基本設計の段階ですので、事業費も大枠と言いますか、つかみでお示ししまして、それについての資金計画は成り立つというような説明はさせていただいたかと思います。そのときは概要でしたが、最終的な基本設計のときに金額がどのように変わっていくかわかりませんが、もちろん、そのときはそのときで資金計画を確認させていただきます。

さらに、実施設計の段階では、実施設計というのは実際に発注するレベルの詳細な事業費でございますので、その段階では最終的に細かな資金計画の詰めを行っていく計画でございます。

○**滝川健司委員長** 次、お願いします。続けてお願いします。

前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 2款1項1目一般管理費、職員派遣経費、59ページ。

(1) 職員派遣経費の内訳について伺う。  
お願いします。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** ご質問の件でございますが、本市では、東日本大震災の被災地支援のために、平成25年度も引き続き、東三河災害支援隊の一員としまして、宮城県本吉郡南三陸町へ職員を派遣する予定をしております。そのための経費といたしまして、派遣に伴います事務の引き継ぎや帰省に要する旅費として51万7,000円、それから現地での時間外勤務等に伴います職員手当としまして50万9,000円をそれぞれ計上をお願いするものでございます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 派遣される職員の方ほどのぐらいの任期、1年間の予算だけれど、この方が1年間ずっと行くのか、また、この方はみずから派遣を希望していくのか、教えてください。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** 25年度につきましては、4月から6月まで1人、7月から9月まで1人、10月から12月まで1人、1月から3月まで1人ということで、3カ月の期間でそれぞれ1人ずつ、年間を通しますと、延べ4人派遣することを予定しております。

4月から6月に行く職員については、当初、みずから手を挙げてくれた職員の中から選定をいたしました。まだ7月以降の職員については、現時点ではまだ誰をとというのは決まっております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 職務は、どのような職務になっていますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** これは、東三河災害支援隊のそれぞれの役割ということで、新城市の場合は、4月から6月までの3カ月を仮設

住宅の維持管理業務、それから7月から9月と10月から12月までは戸籍事務に関すること、それから年が明けまして、1月から3月までにつきましては企画調整事務という役割になってございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 東三河でということでは支援隊をやるということですので、これはチームになっているいろいろな向こうで仕事をすると考えればいいのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** チームということではございません。それぞれ、東三河の災害支援隊の中で、南三陸町での役割をそれぞれ果たすという中で、新城市の場合は先ほど申し上げた仮設住宅だったり、戸籍だったりという役割を果たすということでございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 先ほど、旅費が50万でしたか、出ているということなんです、この3カ月間の間に、大変ストレス、過労があるというようなことで、他の市から来た人が自殺をするようなことも昨年、起きましたけれど、帰省できるような回数というのは、どのぐらいを考えているのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 建部人事課長。

○**建部圭一人事課長** 委員さんがおっしゃるとおり、やはり被災地での業務ということになりますと、かなりのストレスが伴うものがございますので、帰省に要する経費としまして、月に1度は事務連絡のために新城に戻ってくる旅費を計上させていただいております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、長田共永委員。

○**長田共永委員** それでは、2款1項9目企画費です。市民討議会開催事業、69ページです。

自治基本条例における市民まちづくり集会開催と市民討議会開催の関連性と必要性を伺

います。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 市民まちづくり集会につきましては、自治基本条例に基づき、まちづくりの担い手である市民、議会、行政がともに力を合わせて、よりよい地域を創造していくことを目指しているものであります。この趣旨に添いまして、まちづくりを担う三者が一堂に会し、一方的に話をするだけではなく、時にはお互いに質問をし、話し合うことにより、これまでにない討論型市民意向の把握の場を目指しているものであります。

また、市民討議会につきましては、これからの市の施策やまちづくりに市民の声を反映するための仕組みであります。ふだん、余り声を上げる機会のない市民に参加していただくために、無作為抽出で参加者を募り、例えば「新城をもっと元気にするためには」などといった討議テーマを決めていただきまして、その討議結果を市長に提言していただくものであります。

市民サービスの向上と質の高い行政サービスを展開し、活力ある地域づくりを進めるためには、市民意見の把握は欠かせないところであります。両者とも市民自治社会創造を目指す目的は同じであります、開催方法や参加主体がそれぞれ異なりますので、最適な手法を選択していくことを考えております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** まちづくり集会も市民討議会も、最初に事業案を出してから、重々理解しているつもりではおるんですが、これは地域自治区等が始まりまして、また会議、会議、会議で、開催趣旨と目的が同じということなんです、テーマ等が仮に似通るのではないかと、それでわかりにくいのではないかと、住み分けが、そこら辺を明確にさせていただきたいと思うんですが、その点を改めてご答弁いただければと思います。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 ありがとうございます。

来年度から自治区制度がスタートいたしまして、ますます地域自治を進める機運が高まってまいります。そうした中で、いかに市民意見をいただき、それを行政に反映させていくかという点で、先ほど申しましたように、市民、議会、行政がともに力を合わせて議論をしていくという市民まちづくり集会、また無作為抽出でサイレントマジョリティーと言われるような方々の意見を行政に吸い上げる仕組み、そうしたものを機能的に選択し、なるべくそうした市民の方々のご負担にならないような形で、そうした市民参加の仕組みを推進してまいりたいと考えます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 きちんと整理して、頑張っていただけだと思います。また、県からも優秀な人材が来るのか、そこら辺は今回の質疑に書いておりませんので、これ以上は言いませんが。

続けて、2款1項9目企画費に移ります。自治基本条例運用事業、71ページでございます。

中学生議会中継放送についてでございます。2点お願いします。

1点、平成25年度も中学生限定での開催か伺います。

2点目です。本年度開催を踏まえた事業の改善点を伺います。

以上です。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 まず1点、平成25年度も中学生限定での開催かでございますけれども、25年度につきましては、本年度に引き続き、中学生に限定いたしました中学生議会の開催を予定しております。

この中学生議会は、子どものまちづくりへの参加の一つとして開催したものでございます。中学生が日ごろから思っていることを市

政に反映する機会を設けるとともに、中学生議会を通じて、住んでいる地域や新都市に関心を持ってもらうことを目的としております。

続きまして、本年度開催を踏まえた事業の改善点でございますけれども、本年度の実施後、各中学校に実施上の問題点、感想等について照会をしましたところ、開催時期、開催時間、答弁の言葉が大人向きだったなどの課題や、中学生議会で話し合ったことがどのように生かされていくのかというご意見をいただいております。また、中学生議会終了後、生徒間の交流、情報交換の場や追加質問ができるようにしたらどうかなどといった提案もいただきました。

その一方で、中学生が議場で市政についての質問ができたことは、とても貴重なよい機会であったなどの感想もいただいております。

これらの意見を踏まえまして、早い時期に校長会などを通じまして協議をさせていただき、授業や部活動に支障のない開催時期や時間を設定したいと考えております。

また、今回はケーブルテレビでの生中継がありました。生徒の皆さんや担当教諭の方々には、時間的な関係から無理なお願いをしたこともありますので、放送の仕方等も含めまして、学校並びに教育委員会と十分協議をしたいと思いますと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 改めて、保護者としても、議会の開催は好評で、感謝をしたいと思うんですが、中学生に限らず、例えば高校生だとか、大学生だとか、お母さんだとか、その対象を広げていってもおもしろい事業なのかなと思います。開催時期とか、期間とか、この議場が使える、使えないは別にして、ああいふ形のこれも市政参加ということになるんですが、各世代、おじいちゃん議会でも結構ですし、そうした可能性というのは、25年度は考えられなかったという点で確認をさせてい

ただきたいと思います。

○**滝川健司委員長** 星野総合政策部参事。

○**星野隆彦総合政策部参事** 子どものまちづくりの参加という仕方ですけれども、議会という限定的なものだけではなくて、いろいろなものがあると思います。そうしたことから、平成25年度につきましては、中学生限定という形で議会は開催させていただくということを予定しております。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** それはわかっているんですが、要はお母さん議会だとか、他の世代のこうした形の会議の方法は、議会としての、考えられなかったかということだけですので。考えられなかったら、考えられなかったで結構ですが、そこの点だけです、今、聞きたかった質疑は。

○**滝川健司委員長** 星野総合政策部参事。

○**星野隆彦総合政策部参事** ただいまのところは考えておりません。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** 市長はブログで考えておられていたと思うんですが、そこら辺は置いておいて、次に行きます。

2款1項11目地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、71ページでございます。

1点、地域自治区制度での地域活動交付金を交付する中、めざせ明日のまちづくり事業補助金の必要について伺います。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** めざせ明日のまちづくり事業につきましては、平成18年度より有望、優良なまちづくり活動を支援する制度としてスタートをいたしました。

平成25年度からは、地域自治区制度によりまして、新たに地域自治区内の活動を対象とした地域活動交付金が創設されますので、このめざせ明日のまちづくり事業につきましては市内全域、または複数の地域自治区をまたがる活動を対象といたしまして、現在の趣旨

を引き継ぎ、新たに市民活動の自立育成、市民活動の拡充を推進する事業として、地域自治確立を目指して進めてまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** これも地域自治区の設置に伴って少し確認したいんですが、過去において地域全体を対象にした事業というのは非常に少ないと思うわけなんです、同額の500万円にした理由というのが増えるとはとても思えないんですが、その点だけ確認させてください。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 今回、この地域自治区制度のスタートに基づきまして、要綱の見直しをした次第であります。従来につきましては、住民組織、または市民活動組織という形の中で補助限度額、住民組織につきましては、地域計画に基づきましては50万円、また地域計画に基づかない事業につきましては補助限度額20万円、また市民活動組織に関するものについては30万円というような形でしてまいりましたが、今回、住民活動、市民活動の組織の継続性というものを勘案いたしまして、立ち上げ時期につきましては、同一事業につきまして30万円、また自立金につきまして、同一事業につきまして、3、4年目につきましては60万円、また拡充期というような形で団体の設立が5年以上であり、また過去のそうした活動実績が証明できる団体につきましては限度額100万円というような形で、それぞれ活動が継続、また自立して活発になっていくような形を支援するような形で要綱を変えた次第でございます。

こうした点で地域活動交付金とは異なり、また先ほど申し上げましたような広域の活動に関しまして、市として支援をしていくというような仕組みを考えております。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** 少し自身も、要綱等を改め

て確認していないところが申しわけないとは思いますが、果たして、過去において、そうしたあったか、なかったかという、私には1点か2点の事業件数しか確認していませんが、そうした場合、要綱を変えても募集がない可能性があるのではないかと、非常にその点が危惧されるわけなんです、こうしためざまちのPR、いつもこれは不用額が多いわけなので、せつかくのお金でございませう。そうした点をPRしたいと思っていますが、そこら辺のPR、市全体にかかわる事業対象だとか、事業団体とか、事業申請時に行う、その部分について何かPR等を考えておられるかどうか、その点をお願いします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今年度につきましても、平成18年度から事業を実施いたしました69団体の団体がございませうが、意向のアンケート調査を実施いたしまして、その中でその補助事業を受けた事業と同じような事業を現在も継続していただいている団体が86%ほどございませう、このめざせ明日のまちづくり事業が、住民の方々に使いやすい補助制度として定着をしていただいていると思ひますので、こうした住民の皆様の継続的な活動がしっかりと市としても支援できるように、先ほど委員さんからもご指摘いただきましたように、しっかりとPRをいたしまして、この活動がしっかりと住民活動に定着できるように、しっかりとお知らせもしてまいりたいと思ひます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 これは後の点で聞こうと、確認しようと思ひたんですが、少し後の地域自治区交付金にもかかわるわけなんです、めざまちのこの交付金と地域活動交付金の住み分けというのは、明確にされていくということ、理解してもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 地域活動交付金とめざ

まち事業につきましては、先ほども申し上げましたように、地域自治区内におきます活動については地域活動交付金、また先ほど申し上げました市域全体、また地域自治区をまたがるような広域の事業、活動等につきましてはめざまちということで、明確に分けてまいりたいと思ひております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 済みませう、ちょっとくどいようなんですが、具体的な例を挙げさせていただきますと、本年度の例えば、先日報告があっためざまちの事業なんです、そうした場合の事業、補助対象団体、ほとんどは極端なことを言う、地域活動交付金で新しい事業展開をされる場合は受けてくださいという形になると思ひますが、そういった形だということ、理解してもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 今年度のめざまちにつきましても23件の活動をしていただいた次第であります、その活動範囲やその活動の内容から、一概にさまざまな捉え方がありますので断言という形ではございませうが、活動の範囲ということの観点の中でみさせていただきますと、めざまち事業につきましては、地域計画に基づく事業というものも含めませうが、その関係と地域活動交付金に係る部分については、ほぼ半分ぐらいにそれぞれ分けられるのではないかと考えます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、2款1項17目地域自治区費でございませう。地域自治区運営事業、77ページ、地域活動交付金についてです。2点お願いします。

各自治区における地域計画策定状況が異なる中、地域自治区予算と地域活動交付金の仕組みに対する市民への周知について伺ひます。

2点目です。各自治区における交付基準が異なる中、公平性の担保について伺ひます。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 まず、1点目ですが、地域自治区制度につきましては、さまざまな地域の事情に対応できるように制度設計をしております。

地域計画を策定いたしております地域につきましては、地域を挙げてまちづくりの方向性や将来の活動の計画がイメージされていることを生かしまして、自治振興事務所が地域自治区予算や地域活動交付金の活用を支援することができると思います。

また、地域計画が策定されていない地域につきましては、自治振興事務所が住民の意見をお聞きしながら、地域課題を洗い出し、地域自治区予算や地域活動交付金の活用を支援するといった、それぞれの地域事情に応じた運用がこの地域自治区制度では可能となります。

自治振興事務所が各地域内のさまざまな機会を捉えて、こうした内容について周知を図ってまいるところであります。あわせて、それぞれの地域自治区における活動、成果というものが今後出てまいりますので、そうしたものを新城市全体で互いに共有していくことも、市民全体への周知にもつながっていくものと考えます。

それから、2点目でございますが、公平性の担保についてということですが、地域自治区制度については、先ほど申しあげましたような地域の事情に応じた制度設計が可能となります。そのため、地域活動交付金の交付基準については、各地域の市民活動状況をもとに、地域協議会設立準備会で検討をいただいた次第であります。

地域におけます活動が余り活発でないような地域では、活動を促すため、またあるいはほかの地域から呼び込むために、団体要件のハードルを下げましたり、活動費に対する助成率を高めて、団体負担を減らすなどの工夫をしております。また、地域における活動が従来から活発な地域におきましては、多数の

団体が助成の恩恵を受け、さまざまな活動が継続することができるように、地域にしっかりと根差した団体を優先するような団体要件といたしましたり、限られた予算を有効に使うために、一定の自己負担を団体にも求めるなどの工夫をいたしております。

交付基準の違いを単に差として捉えるのではなく、基準の成立する経緯までを含めて考えれば、むしろ公平性は担保されているものと考えております。

また、地域活動交付金の交付基準につきましては、今回での基準で決まり切ったというものではございませんで、地域の実情等をまた勘案し、応募状況や活動状況等から地域協議会で検討して、今後、また変更していただくということも可能となっております。

以上です。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 簡単に言えば、使い勝手のいい交付金だとは思いますが、まず、平成25年度において、各地区が地区計画を策定すると、これはそう仮定しておきます。その上において、やはり1点心配なのが、行政がやるべきものと、やはり民間がやるべきもの、そして行政と民間でやるべきものと、三つのタイプの交付金の種類ができる可能性があると思うんですが、行政がやるべきものとか、やはり市民がやるべきものと、明確にやはり分ける必要があると思うんです。

具体的な例を出しますと、各自治区において、例えば祭礼とか歴史のイベント、文化の担い手だとか、それを守るといったときに、文化に対する補助云々という形になると、こういう例を挙げていいのか、悪いのかわからないですけど、祭礼において、花火でも歌舞伎でもそうなんですけれども、各地区において、どこかのまちは伝統芸能、例えば歌舞伎なら歌舞伎のところの団体を受け入れる、そしてこの地区のは受け入れないと。それは果たして伝統文化の継承というのは、市でやるべき

ものではないかとか、そういう議論とかが分かれる可能性があって、もらえるところとももらえない、同じ市民活動をしていても。例えば花火でも、手筒の担い手のある地区ではつくろうと、仮にこの補助金を受けられたとする、地域審議会で。ほかの団体は受けられないとか、そうした可能性ができて得ると思うんですが、そうした部分の判断というのは、各自治区事務所で調整というのはするということと理解してもよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 ただいま例示としてご提示いただきました祭礼関係、また歴史文化の担い手づくりというもののほかにも、例えば生活環境の改善ですとか、安全安心な地域づくりですとか、また子どもの健全育成を図る仕組みですとか、そうした地域活動の拠点整備、さまざまな地域活動が考えられるところであります。それぞれの10の地域自治区におきまして、それぞれ何を予算の範囲内で地域づくりのためにご活用いただけるかというものにつきましては、それぞれの地域の実情等におきまして独自性が出てまいると考えておりますので、その中で、その地域の中で何を一番推進していくべきかということと地域協議会の中でご協議をいただきまして、その活動交付金の使途につきましてもおのずと決まってこようかと思えます。

また、先ほどの行政が行うべきものという内容につきましては、市のそれぞれの所管にかかわります市域全体の各所管の課題解決に向けて、予算化すべきものはしっかりと予算をしていくというようなことも行政としては当然行っていく、それをまたいかに地域それぞれの活動の中でその特色を付けていくかというのが、この自治区にかかわる交付金等の活用の仕方になってこようかと思えます。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 課長の言われるのは十分わかって、理解もするところはあるんですが、

やはり線引きというのが非常に難しくなるといふ危惧がされます。地域の自主性に任せるといふのは非常にいいことだと思うんですが、ほとんど今言われた例、例えば子ども会事業にしても、PTA事業にしても、地域の自主性に任せるといふ話なんですが、地域の自主性で、例えば今年度は子ども会に使おうという形に仮になったとします。そうすると、他地域のやはりそれぞれの地区で、そもそも問題が違うわけですから、各10地区の。そうした中で、歴史文化だとか、子どもたちに使う予算が、例えば鳥獣害に使わなければいけないところもあるし、使わなくてもいいところもある。そうした部分において、やはり偏りができる可能性が、自主性に任せるといふのは結構な話で、使い勝手もいいといふのは重々認めるのですが、偏りができる可能性をどうしても心配するわけなんです、そうした点をどこかで調整する必要があるんじゃないかと思っています。その点に対する見解だけお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 冒頭もご答弁させていただいた次第でございますが、こうした地域活動交付金等の活用方法も含めまして、10の地域自治区におきまして、どのようなそうした要望がありましたり、その活動があったかということにつきましては、10の地域自治区それぞれの調整の情報交換の場というものを設けて、そうしたことをお互いに共有をし、他地域の活動等も考慮しながら、その地域のまた独自性を発揮していただくということもあろうかと思えます。

また、それぞれの市域全体の市民の生命、財産、また緊急対応をすべき案件等におきましては、市の行政のそれぞれの所管にかかわる分としてしっかりと、市民生活につきましてはしっかりと担保し、なおかつそうした地域自治を進める仕組みをして、この制度につきまして、しっかりと情報交換をしながら進

めてまいりたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員。

○**長田共永委員** これ以上、一般質問になってしまうもので、議論はあれなんです、非常に心配。

安心安全で、例えば各戸にヘルメットを配るとします、この予算を使って。地域計画で、ある地区はそうやってつくろうと、全戸にヘルメットを防災用に配付するとします。そうしたら、当然もらえない地区もあります、当然。それでも、市民に対する安全を守るというのは、公じゃないかと、この部分は市でやってくださいよとか、そこら辺の判断もやはり安心安全にかかわるところ。そういった部分の非常に難しいところがある、線引きが。言われる例がわかりますか。この自治区予算で、各戸にヘルメットを全戸に配りましょうと。各戸はもらえないですね、ほかの自治区は。それは、でも果たして、安心安全の部分で、このお金でやるべきものなのか、公で持つべきものなのか、そうした議論も当然出てくる。これは理解していただかないと、そこら辺の交付の基準等をよほど綿密にしていだきたいと思うんですが、改めてその点だけ、くどいのでこれでやめますので、お願いしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 先ほどの例示といたしまして安全安心な地域づくりを推進するというところで申し上げましたが、先ほどの防災防犯にかかわるマップですとか、そうした機材の購入等もその内容でございしますが、一度、そうした各地域で上がってきました要望につきましては、全庁的に共有をいたしまして、そうした住民の生命、財産、また緊急に対応しなければならないもの等々で、行政として市全体で対応すべきものかどうかということも、またそこで検証いたしまして、その辺の線引きも考えてまいりたいと考えます。

○**滝川健司委員長** 長田共永委員の質疑が終

わりました。

次に、3番目の質疑者、下江洋行委員。

○**下江洋行委員** それでは、質疑いたします。歳出2款1項1目一般管理費、作手総合施設整備事業、59ページです。

実施設計の予算計上に際し、基本設計の進捗状況について伺います。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 現在、作手の総合支所庁舎、山村交流施設、作手小学校の3施設の配置につきまして、作手の総合整備委員会と作手の小学校設立準備会で検討をしております。今年度中に配置方針案をまとめていただく予定であります。平成25年4月からは、ワークショップによりまして、施設の機能や共育等の検討を行い、9月末までに基本設計を作成する予定であります。

以上です。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 9月30日、9月末に基本設計を終えるという予定ということで、今、確認させていただきましたが、ということは、実施設計の契約というのは、その基本設計を終えて、すぐ10月、それを時期的にはそのように理解してよろしいでしょうか。

○**滝川健司委員長** 西尾企画課長。

○**西尾泰昭企画課長** 来年度予算につきましては、総合支所庁舎に係る詳細設計をこの基本設計が完了し次第、そちらの詳細設計に入ってまいりたいと考えます。

○**滝川健司委員長** 下江洋行委員。

○**下江洋行委員** 作手総合支所庁舎、それから山村交流施設、そして小学校という三つの施設を別々に建設するという事業ではなくて、一つのゾーンに複合的な形で機能するような、ここが作手地区の拠点というか、核となる非常に重要な事業でありますので、それで基本設計の途中段階で、例えば支所に完成後配置する人員等の計画もありますし、その規模が適正なものであるのかどうか、そのあたりの

判断を議会ができるように、基本設計の途中段階でそういった内容、計画について示していただきたいと思いますが、その点のお考えをお伺いします。

○滝川健司委員長 西尾企画課長。

○西尾泰昭企画課長 来年度に入りまして、またその段階、段階におきまして、適宜、議会に情報提供させていただきながら、この同三施設の整備につきまして進めてまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、2款1項1目一般管理費、高等教育機関等誘致対策事業、59ページです。体育館改修工事の目的と内容について伺います。

○滝川健司委員長 天野高等教育機関等誘致対策室参事。

○天野雅之高等教育機関等誘致対策室参事 大谷大学跡地利用につきましては、看護師養成所開設を目指す株式会社コーチングスタッフと協議を進めております。その中で、体育館管理について調整を行っておりますが、市が管理することになった場合を想定し、体育館の市民への開放事業に必要な改修事業の費用を計上しております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 現在、誘致交渉中のコーチングスタッフについては、改修の内容について計画をしていくということについての協議、理解は得られているということですのでよろしいですか。

○滝川健司委員長 天野高等教育機関等誘致対策室参事。

○天野雅之高等教育機関等誘致対策室参事 今、市が管理するのか、コーチングスタッフが開放事業について、どちらが主体となって管理していくかというところを調整しております。市が管理するということになりますと市で予算を執行します。事業者であれば事業者をお願いするというようなことで進めて

おります。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 事業者の管理になるということであると、新年度予算で計上しているこの費用については支出の必要がなくなるということですか。

○滝川健司委員長 天野高等教育機関等誘致対策室参事。

○天野雅之高等教育機関等誘致対策室参事 それは、状況によってどうなるか、はっきりまだ現段階ではわかりませんが、その辺を調整して執行していきたいと考えております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、もう一点ですが、この改修を終えて、市民開放できるように考えていくということなんですが、市民開放ができる時期はどれぐらいのめどで考えていらっしゃるか、今の段階でお答えください。

○滝川健司委員長 天野高等教育機関等誘致対策室参事。

○天野雅之高等教育機関等誘致対策室参事 今の市民体育館が9月下旬まで使用が可能ということですので、できれば10月からは開放できるような形で進めていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、2款1項5目人事管理費、職員研修事業です、65ページ。

新年度に今までの研修とはまた別に、新たに取り組む研修の内容と目的を伺います。そして、研修市職員自主研究グループ支援交付金の交付基準と目指す成果を伺います。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 新年度、平成25年度に新たに取り組む研修といたしましては、コンプライアンス研修や接遇研修などを計画しております。

まず、コンプライアンス研修につきまして

は、組織における法令遵守意識の徹底と管理職のマネジメント能力の向上を図るとともに、あわせて事務処理におけるミス、あるいは不祥事などを未然に防ぐ、いわゆる内部統制の必要性も理解させることなどを目的としております。

それから、接遇研修につきましては、これは平成24年度から実施しております市民満足度向上研修の一環でございまして、接遇のスキル向上を図ることによりまして、職員のプロ意識を高めて、市民から信頼される職員になることを目的としております。

それから、市政に関する職員の自主的な研究活動を支援する新たな交付金制度でございしますが、これは5人以上で構成をします職員が、市政に関する自主的な調査研究活動を行う場合に、それに要する経費としまして、5万円を上限としまして支援金を交付するというものでございます。この制度が目指す成果といたしましては、職員みずからが市政に関する課題を発見し、その解決策を検討することによりまして、職員自身の自己啓発意欲の高揚とみずから学習をするという組織風土を醸成することにあります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、最初の新たな研修のところで、今の説明以前に説明を聞いたときもあるんですが、管理職を主な対象にという、マネジメント能力を上げるというような説明もあったかと思えますけれど、対象は管理職ということなんでしょうか。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 コンプライアンス研修につきましては、管理職を対象としております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、自主的な活動に対する5万円以内というような交付金なんですけれども、自主的と言え、それは非常に

期待の大きい、素晴らしい職員が育つなと思うんですが、逆に手を挙げない職員もいるのではないかというようなこともあるわけですが、そういった特に積極的でないという職員をさらにみずから進んで何か発言する、課題を見付けるというような、そういった啓発活動等も考えてみえるのか伺います。

○滝川健司委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 委員さんがおっしゃるように、職員の中でも、こういった自主的な勉強に積極的な職員もいれば、ややもすると消極的な職員もおりますが、まずはやる気のある職員にはこういう制度を用意し、それからややもすると消極的な職員につきましては、逆に人事課からこういう研修へ行かせるような、あるいはこういった自主的な研究活動に手を挙げるように、積極的にPRをしていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 次に行きます。

2款2項2目賦課徴収費、コンビニ収納事業、79ページ。

過去にも質問をしたことがあるんですが、コンビニ収納の実施による市民の利便性や該当4税の徴収率向上等への効果を今回、具体化したということで、どのように見込んでいるのか伺います。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 これまで口座振替を希望せずに現金納付を選択されてみえましたが、コンビニ収納については、窓口の取扱時間に制限がある金融機関を利用して納めていただいておりますが、コンビニ収納の開始によりまして、全国どこのコンビニでも時間の制限なく24時間納められるというようになり、納税者には非常に納付しやすい環境になるものと期待しております。

徴収率の向上への効果につきましては、コンビニ収納の実施により、納付の機会が拡大した結果として、ある程度の効果が見込まれ

ると考えております。また、コンビニ収納は、納税者の納付の利便性を図るための納付方法でありますので、地域性もあり、どの程度の効果があるかは、これから検証しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

**○鈴木達雄委員** いわゆる費用対効果的な話なんですけれども、手数料、それから電算委託料等、予算書で説明があるわけですけれども、その辺の割合というか、配分について、正確な数字は要らないんですが、3,398万1,000円という予算が載っております。それから、電算委託料については、委託する内容というんですか、そういったものが今回だけなのか、それからずっと毎年、毎年、要するような費用なのか、その辺についても伺いたいと思います。

**○滝川健司委員長** 鈴木税務課参事。

**○鈴木勇人税務課参事** 先に、質問のあった件でございますけれども、今、口座振替をしますと、1件当たり10円ほどかかっております。これが、来年度、コンビニ収納を開始しますと、コンビニの代行収納というところなんですけれども、そこに1件当たり56円の手数料がかかってくる見込みでございます。

それは、今、鈴木委員さんのおっしゃるとおりでございますして、コンビニ収納を選択した納税者、納税者と言いますか、市にとっては1件当たり10円から56円ということで、46円の差額が発生するということでありますが、先ほどから申し上げますとおり、例えば日ごろ、仕事等で金融機関にお納めに行けなかった方が、これからはコンビニ収納を開始することによりまして、例えば夜勤明けで会社の近くのコンビニで納めることができるというようなことがありますので、今おっしゃるように、数字の上では経費は若干増えますけれども、それよりも納付の利便性を図ることによって、納付率が上がるのではないかと

いうことをご理解いただきたいと思います。

次に、電算委託の関係なんですが、電算の委託料につきましては、今年度、24年度で約1,400万円余りの執行をさせていただきました。これは、もう24年度については執行済額ということでございますけれども、システム改修につきましては、今年度にもう終了いたしました。ですので、来年度以降につきましては、今申し上げました、いわゆるコンビニの収納代行の取扱手数料の経費のみが上がっております。

以上です。

**○滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

**○鈴木達雄委員** 電算委託料という項目があるんですが、これの内容は、25年度は。

**○滝川健司委員長** 鈴木税務課参事。

**○鈴木勇人税務課参事** そこに載っておるのは、帳票等の打ち出し等は電算委託しますので、その経費でございます。

**○滝川健司委員長** 鈴木達雄委員。

**○鈴木達雄委員** 若干、拡大質問でありますけれども、コンビニ収納による利便性、それから収納率をさらに高める、効果を高めるという意味で、25年度から国保税が9回に少し回数が増えて、平準化されたという改善が実行されます。そういったことも含めて、他の3税も含めて、税額の平準化、納税回数を増やすというような検討がされたのかどうか、その辺を確認します。

**○滝川健司委員長** 鈴木税務課参事。

**○鈴木勇人税務課参事** 今、委員がおっしゃるように、住民税、それから固定資産税、軽自動車税等なんですけれども、ご承知のとおり、旧鳳来町では集合領収方式ということで、それらのいわゆる住民税、固定資産税と国民健康保険税を一緒になって徴収しておったことがあったんですけれども、通常は住民税、それから固定資産税については、地方税法ですとか、条例によって年4回という形になっております。先ほど鈴木委員がおっしゃるよ

うに、費用対効果ということを考えますと、国民健康保険税については、それほど金額的には変わらないんですけども、住民税ですとか、固定資産税を年4回を仮に8回ですとか、9回にした場合に、非常にそのシステムの改修でお金がかかってくるということがありますので、ちょっとなかなか改修といえますか、直ちに年8回にするとか、10回にするということは今のところは考えてございません。

以上です。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 法的な部分、それからお金の経費の部分、その二つの問題があったということですね。

○滝川健司委員長 鈴木税務課参事。

○鈴木勇人税務課参事 はい、そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業、59ページでございます。

用地購入費と補償費の積算根拠と件数は。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 用地購入費及び補償費の積算につきましては、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に準拠し、積算しております。

具体的に説明をいたしますと、まず用地購入費は、各画地の実測面積にそれぞれの評価格を乗じたものの総和になります。

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則、土地評価事務要領では、土地の評価は原則としまして、標準地比準評価法によって行うことが定められております。この標準地比準評価法は、まず同一状況地域ごとに一つの標準地を選定いたします。次に、標準地を評価します。そして、標準地の評価格から比準して、

各画地の評価格を求めるものであります。なお、標準地の評価格は、取引価格から算定いたしました標準価格、公示価格から算定いたしました規準価格、並びに不動産鑑定評価額を参考に決定をしております。

続きまして、建物積算でございますけれども、建物は中部地区用地対策連絡協議会の損失補償基準算定標準書によりまして積算をいたしております。補償費には、建物移転費、動産移転費、工作物等移転費及び移転雑費などの総和でございます。なお、建物の移転工法につきましては、一筆買収地となりますことから、残地が残らないということから、構外再築工法を採用いたしております。

次に、件数でございますけれども、土地の筆数は8筆でございます。家屋につきましては13棟であります。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、8筆と13棟ということは、これが全て今度の庁舎建設用地、3月31日に市長が定めた範囲内の民有地と建物の件数でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 そのとおりです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、8筆、13棟の総額が予算上、用地費計上額が1億6,700万円、それから補償費が2億4,500万円、合わせて4億1,200万円という形になりますけれども、まず用地費からちょっとお伺いいたします。今、先ほど標準地から比準するというような話で、公示価格と、また取引価格と不動産鑑定と、いろいろ、るるお話があったんですけども、算定根拠となった最終的な用地単価、平米単価はお幾らでございますでしょうか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 個人的なこともございますので、個々の単価につきましては

控えさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、個々の筆によって全部比準しているから、個々の道路に沿った部分、また奥まった部分、全部単価が違うということで評価してよろしいですね。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 その標準地はどこで求めましたか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 標準地につきましては、前回、道路入船3号線仮称のときに使った標準地と同じところでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、昨年、私が質問しましたけれども、9月の補正予算のときでした、仮称道路の認定のとき。確か、このとき平米が7万8,000円、これは正しい数字で、この評価というのはいつの評価でございますか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 不動産鑑定の方で7万8,000円ということでございますけれども、その金額につきましては、9月の補正予算を上げるときでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 上げるときでございますって、いつでしたか。それでは、9月の補正予算に上げるということは、5月か6月に不動産鑑定をとって、標準地を定めたんですか、価格を。教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 24年7月に決定いたしました。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 24年7月に、確かあれは街

区外でしたよね。街区外で評価していますよね。議会としては附帯決議を付けて、部長も言ったように重く受けとめておるということで、再度、不動産鑑定を街区内でとるといつていたんですけれども、その点はどうなっているんですか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 土地評価のルールといたしまして、公共用地の取得に伴う損失補償基準の細則、また土地評価事務処理要領の第4条で、原則といたしまして、標準地比準評価法により行うものとするという決めがございます。それで、そのルールに基づきまして、同一状況地域ごとに標準地を選定するという事になっておりまして、その同一状況地域の標準地が先にお示ししました地番としましたことから、その表示をいたしております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 街区外で標準地を定めておって、昨年、私が質問したと思うんですけれども、今の全8筆、東新町桜淵線に沿った面はいいと、私はそれは評価しますけれども、反対側の道路に面したほうに関するほうまで、どうやって比準して、どうやって形を、金額を求めていったか。例えばの話ですけど、そこの最高の値段のところはお幾らですか。個人名は別に言わなくて結構ですので。一番そこの街区内の最高値の価格は幾らですか、教えてください。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 7万8,600円でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 平米、7万8,600円、おかしいんじゃないですか。そんなに高くなるんですか。標準地より上がる、それはあり得ないです、どう見たって。昨年の9月も確か7万8,000円。この価格というのは、私もこの前質問したと思うんですけれども、東新町の

大通りの最高値の値段です、公示価格です。どう見たって、そんなに高い価格になるわけがない。不動産鑑定か評価取引事例等を何らかのことで筆をなめない限りは、こんないい価格になりません。なおかつ、そこから持ってきて、プラスになる要素はあり得ない。普通は、大体マイナスです。特別いい角地に出れば別ですけども、路線も低くなる、路線価も低いところで、高くなるなんてことはあり得ないじゃないですか。なおかつ、7万8,600円、それが正常な市の考え方ですか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 標準地の評価額でございますけれども、先ほどからご説明いたしましたとおおり、取引事例から出しております比準価格、また公示価格から出しております基準価格、また不動産鑑定士による不動産鑑定を行いまして、その三つの単価を加味いたしまして、勘案いたしまして決定した金額でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、今の三つの要素、これは誰が、市が職員が評価したんですか。勘案してつくった単価、取引事例や公示価格や不動産鑑定から出たものを評価したのは、市の職員ですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 その単価の決定につきましては、新城市土地評価等検討委員会というのがあります。土木課でそれを担当しておりますので、私から答えさせていただきます。

まず、公示価格でありますけれども、これは毎年3月下旬から4月に発表されております。当初予算のときには、当然のことですけど、11月から12月にかけて行われますので、どうしても前の年のこうした公示価格を比準させていただいて検討しております。先ほど、星野参事からありました平成24年7月に検討委員会を設けまして、そのときに提出という

のか、案を決定したものが7万8,600円が最高の価格ということでもあります。

また、今後、先ほども申しました公示価格というのが3月下旬から4月ということですので、今、予算の時点におきましては、先ほど言いましたように、前年度のものを採用させていただいて比準しておりますけれども、実施に当たりましては、3月の新しい公示価格を参考にまた時点修正等をかけて、単価を決定していきたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、今、課長の答弁でみますと、あくまでも昨年の7月から9月にかけての単価ということならば、その予算計上ということですので、実施の段階では、この3月の公示価格も確か下がっています。ですから、改めて、恐らく用地交渉に入るのは、今、収用事業認定をしている最中だと思うんですけども、多分、この7月ぐらいになるのか、時期的なことをちょっと教えていただきたいのと、単価はまた時点修正をかけるということによろしいんですね。この2点。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 土地の価格につきましては、時点修正はかけていきたいと思っております。

買取時期でございますけれども、収用の事業認定が通りましたら、速やかに着手したいと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 その時期はいつごろですか、大体、おおよそのめどは立ちますか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 ただいまの計画でご説明させていただきますと、この3月末には県に申請を持っていきたいと考えているところであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 3月末に持っていくのはい

いんですけれども、実際、収用事業認定から実施の段階に移る時期というのは、それから3カ月ぐらい後になるんですか、4カ月過ぎぐらいになる可能性をちょっとお聞きしておるんです。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 土地収用法の審査期間ということによろしかったでしょうか。

今、考えているのは、3カ月程度と考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、やっぱり3カ月というと、4月からいうと7月ぐらいの時期になろうかと思うんですけれども、それから補償費にちょっと移らせていただきます。

用地費はおおむね時点修正をかけて下げるということを確認しましたので、今度は補償費に移らせていただきますけれども、補償費が今、2億4,500万円予算計上です。確か、2億4,500万円だと思えますけれども、これも時点修正というのか、そういうものをかけていくわけですね、今の時期的なものを見ますと。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 先ほどの中部地区の用地対策連絡協議会から、4月になりましたら新しい単価が来ますので、その単価に基づきまして再計算をさせていただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 再積算するということでございます。今のこの時期というか、ご時世だと上がることはない、経年劣化によって当然、補償費も下がっていくということですので、予算計上の1億6,700万円の用地と補償費の2億4,500万円については、これ以上超さないということで、これ以下という契約になっていくかと思えます。

それで、引き続きですけれども、この実際の7月以降の単年度で、庁舎建設用地の中の

先ほど言った8筆、13棟は、年度内で全て処理が、この予算計上をしているということは可能ということで計上しておると思うんですが、実際、構外移転等可能ですか、それは、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 年度内完了が可能かどうかということでお答えさせていただきたいと思うんですけれども、可能ではないかと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もちろんそうでしょうね。予算計上するということは、実施できるという見込みですから。ただ、この方々の話し合いはもちろん、交渉はもちろんですけれども、移転先地も確保しなければ、実際移転しなければ、移転が完了しなければ、今のところは壊されませんよね。解体できませんよね。解体して、更地になってはじめて完了ですね。その辺の可能性はどうでしょうか。移転先の問題も含めて。

○滝川健司委員長 星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 移転先でございましてけれども、まだ一部の方については決まっていないところもございましてけれども、実際は、細かい用地買収等についてはまだ話をしておりませんが、大体の希望先については今お伺いしているところでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それじゃあ、長くなりますので、最後になりますけれども、今、一生懸命に頑張るといことなんですけれども、ともかく、この年度内、25年度、来年3月31日までにきれいにしていくということでしょうけれども、もし予算執行が非常に難しくなった場合、どのように考えておりますか。

○滝川健司委員長 山崎総合政策部長。

○山崎敏勝総合政策部長 ただいまのご質問の意味がちょっとわかりかねると言いますか、図りかねるところがございましてけれども、い

わゆる私どもが契約を区域の方についてできるという見込みを持って取り組んでおる方が、買収できなかったときにどうするか、そうしたご質問かと思うんですが、これについては、私どもはそうならないように精いっぱい努力するという事しかお答えができないということでございます。

○滝川健司委員長 よろしいですか。

それじゃあ、続けてお願いします。

○加藤芳夫委員 それでは続きまして、歳出2款1項3目広報聴費、市政番組編成事業、ページ数は63ページでございます。

昨年度と同額の計上でありますけれども、その業務内容と経費の節減対策はということをお願いいたします。

○滝川健司委員長 高安秘書広報課参事

○高安訓子秘書広報課参事 市政番組「いいじゃん新城」は、平成20年度から放送を開始しています。また、データ放送は、地上デジタル放送に移行した平成21年9月から実施しています。

業務内容につきましては、現在、市政番組の制作、データ放送の委託費と番組の編成及びナビゲーターをお願いしている市民委員に対する謝礼などです。

平成25年度からは、新たにインターネットで市政番組を全国に向けて発信するオンデマンド放送を開始します。この費用は、委託業者との協議の上、本年度の委託料と同額でこのサービスを加えて契約を締結することになっています。したがって、来年度は、今年度と同額の経費で業務サービスの充実を図ることになります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 すごくいいサービス業者だと思うんですけども、今までの委託の関係ですけれども、どこに委託をしておりますか、製作番組等。

○滝川健司委員長 高安秘書広報課参事

○高安訓子秘書広報課参事 豊橋ケーブルネ

ットワークです。ティーズと言います。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 放送については、ある程度仕方がないと思いますけれども、いろんなCATVの制作というのは、全てティーズではなくて、ほかの業者とか、いろんな多方面にわたる、市内でもある程度制作している業者もおると思うんですけども、価格比較とか、そういうことを今まで、これはちょっと予算上、ずっと比較しましたら、先ほど言われた20年、21年ぐらいから、ずっと恐らくそう変わらない2,100万円強の金額で、一切、価格の下がりというのか、経費の節減にも努めてないし、極端なことを言うと、言いなりの金額かなというような感じがするんですけども、少なくとも今回、今、参事がお答えになったように、オンデマンド方式、インターネット等のサービスもする。これはサービスだと言っているんですけども、よっぽど私に言わせれば、利益につながった今までの経費かなと思うんですけども。

今回のサービスは別として、今までの放送制作番組等は、ティーズの1社見積もりでやっておられるんですか。

○滝川健司委員長 高安秘書広報課参事

○高安訓子秘書広報課参事 5年の長期契約をしております、市政番組につきましては、公設民営の会社、ティーズと契約をしております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 公設民営、ティーズですけれども、もう少し競争力というのか、制作番組については、いろんな事業者がございまして、何もかも全てティーズにすべきかどうかというのは、私もちょっと疑問だと思うんですけども、今後の制作の中で、今年は特に昨年と全くの同額にプラス、インターネット上のオンデマンドをサービスでやりますということは、過去の利益が非常に大きかったんで、それぐらいはサービスしてあげましようとい

う話かなと思うんですけども、もう少しシビアな予算計上というか、業者選択も必要かと思うんですけど、その点、どう思われますか。

○滝川健司委員長 高安秘書広報課参事

○高安訓子秘書広報課参事 市政番組は豊橋と田原も行っておりますが、新城市の場合は、市民も入り、ほかの職員も入って、みんなで市政番組をつくっております。それに協力していただいているティーズの番組制作者3名も一緒になってつくっております。これは最高にいい方法でやっている、ティーズから見習いたいというお言葉をいただいております。私たちも頑張っておりますので、今の状態が最高かどうかというのはわかりませんが、いい状態だと思っております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 5年ということは、今年度で5年契約が終了するという事でよろしいんですね。

じゃあ、改めて、26年度の話を話してはちょっと先の話かもしれないけれども、やっぱりもう少し予算というか、放送内容、各事業者あると思いますので、ぜひ検討を今後ともしていただきたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 第31号議案 平成25年度新城市一般会計予算の中で、歳出2款1項1目一般管理費、秘書事務経費、P53。

表彰審査会委員報酬の内訳と委員の構成について伺います。

○滝川健司委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 新城市功労者表彰条例に基づきまして、市民福祉の向上、または市政の振興に寄与し、その功績の顕著な方を新城市功労者として毎年1回、市制施行記念日に表彰をさせていただきます。

被表彰者の審査につきましては、表彰条例により被表彰者の選考を適正に行うため、新城市表彰審査会の設置が定義付けられております。この審査会委員は、7人以内をもって組織することとされておりまして、委員には市議会議員、学識経験を有する者、市職員の中から、市長から任命させていただいております。

附属機関報酬の見直しによりまして、表彰審査会委員報酬を従来の日額5,000円から7,500円とさせていただき、2日間分を計上させていただいております。

また、委員7名の構成につきましては、2年の任期となりますが、例年、市議会議員からは2名を選任いただき、学識経験を有する者につきましては、新城、鳳来、作手地区から各1名の方をお願いをいたしておるところでございます。市職員につきましては、副市長、教育長が委員となっているところでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 増額されているところなんです、市議会議員の中から選ばれているのは、議長と副議長でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 そのとおりでございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 一般の方には報酬は払うべきなんです、都市計画審議会、土地開発公社ですね、これは報酬をもらわないというスタンスで行くということなんです、議長、副議長も同じ公務にあるものですから、これはもらう必要がないかと私は思いますが、その見解について伺います。

○滝川健司委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 報酬の支払いの手続きにつきましては、事前に議会事務局へ報酬支払いの手続きについて、文章におきまし

て依頼をさせていただいております。その回答に基づきまして、適正に事務をさせていただいておるといところでございます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** その回答についてなんですが、これは審議会も土地開発公社も議員が入っているんですけども、これは議会で受け取ったと、事務局がそういうことなんでしょう。

○**滝川健司委員長** 村田企画部長。

○**村田 治企画部長** ただいまのご質問でございますが、これは我々が判断すべきものではなくて、議会で判断していただくべきものかと思えます。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 予算計上の中にこれは入っているんじゃないかということで、それで計算していることでしょうか。

○**滝川健司委員長** 村田企画部長。

○**村田 治企画部長** 従前の例にのっとり、予算計上をさせていただきました。

○**滝川健司委員長** 予算は計上してあるけれど、辞退することは可能ということで。

次、お願いします。

山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 続きまして、2款1項2目電子計算費、新城まちなみ情報センター管理事業、ページ61。

管理事業費の内訳と事業計画について、及び受付業務委託料の委託先と計画人員数について伺います。

○**滝川健司委員長** 榊原情報システム課長。

○**榊原法之情報システム課長** 管理事業費の内訳につきましては、機器等の保守点検、清掃、セキュリティ等の委託料や電気、臨時職員の人件費、また消耗品費、水道等の光熱水費、修繕料、通信運搬費、備品購入費などの施設の維持管理に係る費用でございます。このほかに、庁内LAN環境を構築するための

工事請負費につきましても、平成25年度予算に計上させていただいております。

新年度の直営施設の管理事業につきましては、引き続き市民パソコン塾の開催を計画しておりますが、指定管理者がこれまで行ってまいりました利用者に好評な自主事業につきましても、継続して実施していくことや、あわせて中心市街地での交流の場としての施設利用の促進を図る事業も実施していきたいと考えております。

次に、受付業務委託料の委託先と計画人員数につきましても、夜間の受付業務をシルバー人材センターに委託するもので、人員は1名を予定しております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 24年度は1,434万円で、今年835万円と、この差が今の説明の中にあつたと思うんですが、事業については同じようにやられるということで、では、必要経費について少し伺いたいと思うんですけど、こちらにある収支報告書から計算しますと、大体、経費が300万円から320万円ぐらいかかると。それで、同じように収益があると思うんです、60万円から70万円ぐらい。そうすると、実際は、260万円ぐらいだと思うんですけども、残りは全部人件費に当たるわけでしょうか、伺います。

○**滝川健司委員長** 榊原情報システム課長。

○**榊原法之情報システム課長** 24年度と比べ、直営となるセンターの25年度予算額が減少しているという意味合いにおきましては、この予算の中には市職員の人件費が含まれていないということで減少しております。市職員の人件費を加味すると、指定管理者制度での24年度センター予算額とほぼ同額となっております。

以上です。

○**滝川健司委員長** 山田たつや委員。

○**山田たつや委員** 臨時職員のことをお伺い

したんですけど、これは1名ということは、常任で1名、ずっと待機して受け付けをすることでしょうか。

○滝川健司委員長 榊原情報システム課長。

○榊原法之情報システム課長 25年度の勤務体制につきましては、昼間は市職員、臨時職員のうち2名で勤務し、夜間につきましては先ほど申し上げたとおり、シルバー1名での勤務体制となります。

以上です。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、続きまして、2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、P73。

公共バス運行事業の管理委託料の各路線ごとの内訳、及びバス路線維持費補助金の路線と補助金の内訳を伺います。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 それでは、順にご説明いたします。

まず、各路線の委託料の予算上の内訳でございます。地区ごとで申し上げます。

新城地区では、中宇利線が1,095万9,000円、吉川市川線が710万9,000円、北部線が730万8,000円、西部線が471万4,000円となっております。

続いて、鳳来地区内では、長篠山吉田線が960万8,000円、秋葉七滝線1,025万7,000円、布里田峯線815万9,000円、塩瀬線が779万8,000円となっております。

作手地区でございますが、作手線が2,343万8,000円、守義線が989万5,000円、つくであしがる線につきましては711万1,000円となっております。

次に、バス路線維持費補助金の路線と補助金の内訳でございます。

本長篠海老線が475万9,000円、新豊線が236万6,000円、同じく新豊線千郷小学校の臨時便が146万9,000円、新城病院上平井田口線が529万8,000円となっております。

以上が内訳でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 結構、そんなに払っているというのは、余り感覚的にありませんでしたけれど。それらは、公共交通機関の維持補助金が必要だというのはわかるんですが、その狭い範囲で少しお伺いします。

この運行については、一般の豊橋鉄道へ、そちらへ全部任せているわけでしょうか。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 今ご質問がございました内容につきまして、市で行っております市営バス、Sバスにつきましては、市がそれぞれ随契、もしくは入札によって業者を決定しております。市内にもう既に路線営業許可を持っております豊鉄バス、それから豊鉄タクシーにつきましては、現状の路線を維持するというので随意契約を予定しております。

それから、地区、それぞれ走らせております市が行っております路線につきましては、それぞれ入札で業者が決まってくるということございまして、豊鉄バス1社という状況ではございません。

以上です。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 では、その運用についてなんですが、この千郷地域は183名の小学生の方が利用して、またこれは増えるということなんですが、新豊線、先ほど言いました豊橋から新城に向かう線、これに臨時便があるということなんですけれど、こちらの地域は146万円使われているということなんですが、180人の生徒を運ぶのに3便使っているんですけど、バス1台、子どもが60人すし詰めになっているというのは、認識等の見解はございますでしょうか。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 千郷小学校からも状況はお伺いしておりますので、そういう状況はお聞きしております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 そうしますと、実際、子どもがすし詰め状態で乗って、親御さんたちもちょっと危ないじゃないかという声が出ております。これは、増便という考えが一番妥当じゃないかと考えておりますが、その中で、小学校で早い便は7時半、遅い便は8時10分ということなんですけれど、これは時間帯、8時10分に乗ると遅刻してしまうんです。そのことについて、きっと時間帯を変えたいというのは難しいかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 先ほど路線の関係で申し上げましたが、本路線は豊鉄バスが運行しております路線でございますので、私どもで決めるわけにはまいりませんので、その点をご了解いただきたいと思っております。

○滝川健司委員長 ここで、星野総合政策部参事より発言の申し出がございましたので許可をします。

星野総合政策部参事。

○星野隆彦総合政策部参事 2款1項1目一般管理費、庁舎建設事業でございます。

加藤芳夫委員から各画地への最高値の評価額についてのご質問がございましたのに、7万8,600円とお答えをさせていただきましたが、7万9,300円の間違いでございましたので訂正させていただきます。まことに申しわけありませんでした。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出2款1項1目一般管理費、駅前公衆トイレ管理事業、59ページです。

事業場所と管理内容及び業務委託先をお伺いいたします。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 駅前公衆トイレ管理事業ですが、24年度の予算におきましては行政

区対策事業の一部としておりましたが、25年度から新たに事業を設けたものでございます。事業場所につきましては、JR飯田線の野田城、茶臼山、三河東郷、大海、鳥居、以上五つの駅の駅前公衆トイレでございます。

管理の内容でございますが、光熱水費の管理、破損箇所等の修繕、トイレトーパーなどの消耗品の補充、日常清掃及び浄化槽の保守点検業務でございます。

日常清掃業務につきましては、シルバー人材センターに委託をしております、各駅週3回の清掃を行っております。

また、三河東郷、大海、鳥居の三つの駅につきましては、所定の時期に浄化槽法定検査、保守点検及び清掃業務を行うこととしております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 今、週3回とお聞きしましたけれども、これを例えば季節的な問題もあるかと思っておりますけれども、夏場等は増やす予定は考えられておるかどうか、お伺いいたします。

○滝川健司委員長 請井行政課長。

○請井洋一行政課長 週3回という状況で清掃を委託したいと考えております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 3款1項3目障害者福祉費、成年後見制度利用支援事業、93ページ。

(1) 成年後見支援センター事業が社会福祉協議会へ委託される理由とその事業内容についてお伺いします。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 平成25年4月1日より障害者の自立支援法が障害者総合支援法に改正されます。その中で、あわせて市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、成年後見制度利用支援事業に続きまして、成年後見制度法人後見支援事業が追加されることとなります。また、知的障害者福祉法においても、4月1日から後見等に係る体制整備を示されております。

市社会福祉協議会では、社会福祉法109条に基づきまして、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置付けられてきました。地域福祉を進める上で、特に最後のとりでとなります権利擁護について、このたび、社会福祉協議会が後見制度の手を挙げていただけただけということになります。

社会福祉協議会においては、認知症高齢者、知的・精神の各障害者の方々を対象としました成年後見支援センターの立ち上げを検討しておりましたけれども、4月から半年間の準備期間を経て、25年10月の支援センター開設、法人後見の受任ということを予定しております。法人として法人後見を受けるということのでございますので、社協の役割、大変大きなものとなると思います。

委託する事業内容でございますが、法人後見の受任は社協しかできません、もちろんのことですが、法人です。委託する事業内容でございますが、成年後見制度に関する相談・支援と一般への周知、啓発、人材育成のための研修費等を予定しております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変、重要な役割をこれから社協が請け負うことになると思います。対象は、認知症、知的障害、精神障害等、判断力が難しいというような状況になったときに、この制度というのは利用されると思うんですが、知的障害、精神障害、それぞれの相

談事業の方がいて、状況も把握しての成年後見へ移るというのは、センターの利用というのは、このつながりからいけると思うんですが、認知症についてですが、半年間準備がある中で、いろいろ考えられていくと思うんですが、いつつなげていくかとか、誰がこれを、成年後見の先ほど出てきた周知の方法です。成年後見支援センターが社協にあるということのまず周知、それから成年後見制度というのは一体どういうものなのかという周知、この辺につきまして、この半年間どのような準備をされていくのかお伺いします。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 まず、普及啓発、周知のことでございます。現実には、新城から奥は成年後見支援センターだとかがございますでした。そこへ、社会福祉協議会が今回手を挙げるという形になります。法人後見を受ける。豊橋、豊川等につきましても、それぞれの地域で、この成年後見という制度自体は大変個性的であります。社会福祉協議会、また市も含めまして、さまざまなお尋ねさせていただきました。皆さん、そのことの大切さはわかるんだけど、さあ、どうつなげるかというところで、今、委員さんがご心配になっているところです。

まず、高齢者認知症の方に関しましては、介護保険法の中で、もう今、社会福祉協議会へ包括支援センターを委託しております。これは長寿課の仕事でございますが、その部分で権利擁護事業というのがございます。さまざまな場面で相談事業を在介センターにしても、どこでも、ケアマネ等も含めて、そういうものが上がってくるのが包括支援センターになります。そこから、現実には、成年後見に行っている方は、契約をなさっている方は何人かみえます。

それ以外も、実は今回、社会福祉協議会は、障害の福祉サービス事業所、それからケアマネの事業所、介護保険のほうです、その関係

のところでも、アンケートをさせていただきますというところで、今、自分たちの事業所の中で困っている人はいないかというような話を予備調査として今しております。これを4月以降、現実的な準備段階として、相談体制につなげていきたい。

もう一点、一般市民の方に、成年後見制度とはどんなものということがやっぱりわかる。介護保険法が始まる時に、一緒にできた制度ではございますが、なかなか禁治産、準禁治産から動いてきた制度でございますので、ご理解をいただくのは難しいと思いますので、まず大きな講演会をやるかという話も出ておりますし、これからちょっと準備をさせていただいて、皆様方にご理解をいただけるように、そのような事業を委託していきたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 センターのところで業務をなされる方というのは、大変、ある意味いろんな知識を持った方でないと、いろんなところから相談が来たときに、なかなか相談に乗れないと思うんですが、どのような方を考えてみえるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 社会福祉協議会の事例は市からは余り言えませんのですが、現実論として、やっぱり包括支援センターで、その権利擁護等を担当していた社会福祉士がおります。それも今日や昨日なった人間ではなくて、さまざまな実績を持ってきた人間が内示されております、社協で。それは、社協ともやっぱり相談をするという、そんな誰でもできるものではないというのは、誰もわかっております。ただ、私どもの研修を委託する中にも、その職員がやっぱり成年後見のより専門性を高めていただかなくはいけませんので、研修費等も入れております。その職員の研修費等も入れていくということでない、

皆様方に、一般市民の方に、きちんと相談相手になったり、支援ができるかという、なかなか難しいと考えておりますので、半年程度やっぱり時間をいただきたいというのが本音でございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変な重要な役割を社協も負うことになります。また、地域包括支援センターの権利擁護の仕事という関連からも、相当、連携、それから来年度から名前が変わるふれあい相談センターも、地域包括の各ブロックごとの相談センターですので、この辺、連携をとっていただいて、大変な状態になってから慌てて何か、いろいろ問題になってから権利擁護、成年後見をやると思ってもなかなか難しいですので、ぜひとも進めてほしいと思います。

次の質問に行きたいと思えます。

3款2項1目老人福祉費、介護予防・地域支え合い事業、97ページ。

(1) 緊急通報システム運営委託事業の実施状況とその費用対効果についてお伺いします。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 それでは、緊急通報システムの実施状況とその費用対効果ということで、質問をいただいております。

この事業は、ひとり暮らし高齢者世帯などの急病や災害など、緊急時の対応、それから安否確認などの見守りを行うため導入しているものでございます。

この実施状況でございますが、直近の数字でございますと、現在、325名、325世帯の方がご利用されております。このあんしんセンターというところでそれを受けているんですけども、ここでは臨床経験が豊富な看護師が登録のデータ等を見ながら、緊急着信の対応、それから利用者からの相談、そしてまた定期的な安否確認などの業務を行っております。こうしたことから、利用者は、病気への不安

の緩和、また孤独感の解消などにもつながっていると考えております。

それで、主な実績を申し上げますと、平成23年度、こちらで救急車の出動要請や、それから救急を呼ぶまでもないですが、協力員などに医療機関への搬送を依頼するなどの件数が22件ございました。その他、あんしんセンターへ利用者の高齢者から相談した件数が年間で1,758件、それからセンターからの安否伺いでございますけれども年間で6,752件、それから今年度でございますが、まだ2月、3月の集計は含まれておりませんが、同じように救急搬送等の依頼ですけれども、今年度も16件ございました。直近では3月5日に、作手地区の利用者が救急車を要請して、市民病院へ搬送したということを知っております。それから、あんしんセンターへの相談件数が、今年度は2月分の集計は含まれていませんが、1,696件、それからセンターからの安否伺い電話が6,019件ということでございまして、高齢者の緊急時の対応、ひとりで暮らしているという孤独に対する不安解消などの効果を上げているものと考えております。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 今回、私は、この予算のことをちょっといろいろお聞きしたいと思ったのは、たまたま地域医療の北部医療圏のときに、豊根地区で、今まで新城と同じように自己負担が、今は電話料だけが自己負担という形で、あとは全部市が負担しているということで、豊根ではそれを見直して、1件当たり700円の負担を付けたという。これは、かなり私にとっては、なぜなんだろうというところで、新城においてもちょっと考えてみなければいけない事業なのかなということで、ちょっと質問させていただきました。

これは、1世帯当たり年間5万円の費用がかかって、年間325世帯ですので、1,400万ほどの費用がかかっているんですが、これが本当に必要な方に、必要のように緊急通報が備え

付けられているかというところの部分で、きちんとこれはしていかなければいけないのではないかということで、市の実施状況をお伺いしたんですが。まず、付けるときですね、緊急通報を付けたいという要望ですが、これはどのような形で把握し、実際にそれを世帯に付けるような流れになっているのか、ちょっとお伺いします。

○**滝川健司委員長** 斎藤長寿課長。

○**斎藤徳之長寿課長** この申請等、あるいは相談等は、在宅介護支援センターに一般会計から委託という形でお金が出ておりまして、お願いしております。

こちらの緊急の関係の相談、それから申請の援助、それから必要に応じた設置後の家庭訪問も委託しております。また、直接、市役所、私どもへ相談があれば、在宅介護支援センターに連絡しながら、情報を共有しながら対応しております。

ひとり暮らしの高齢者の方、使えるかどうかというようなこともございますので、特にひとり暮らしで、ちょっと認知がかかった人につきましては、いわゆる電話での安否の呼びかけ等が急に電話がなったりするものですから、なってしゃべりだすと、そういったことで、ちょっと怖いというような感じを受ける方もおったり、それからうるさいとかというような高齢者の方もいらっしゃるということも聞いておりますので、在宅介護支援センターでそちらを判断していただきまして、導入しているところでございます。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 在介では、付けられる世帯、例えばひとり暮らしであったり、それが高齢者世帯、そのご家族の方へ、今回こういうものを付けるのだけどのようなことをきちんと知っていただいて、それが本当に必要かどうかという、その方のご家族がみえた場合は、そういうことの確認はされているのでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 中には、私も以前にあったんですけども、離れている家族から、そんなものは必要ないというようなことを言われたこともございます。一応、本人の確認、それから離れている家族、それから協力員という方も3名必要ですので、そういった方への周知も在宅介護支援センターでやってきているということでございます。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 今、在宅介護支援センターへ委託しているということなんですが、一般予算からこれは独自事業で出ていますので、豊根の場合に、理由の一つに逆効果というか、家族が本来なら心配して、いろいろ声かけ、それから携帯等を使って、ひとり暮らしの方の安否を気遣うという中で、これにお任せ状態になってしまっているようなことがあっては、全く逆効果になってしまうということもあります。在宅介護支援センターに最初の申請からチェック、それが付けられてからのチェック機能的なところ、それが本当にその方にとって必要なものかどうか、その辺のチェック機能はどのようにしてますでしょうか。

○滝川健司委員長 斎藤長寿課長。

○斎藤徳之長寿課長 設置された利用者として、それからセンターでやりとりをしている中で、ちょっとというような連絡が私どもにも来ますので、その辺のチェックにつきましては、在宅介護支援センターと共有しながら、必要によって、先ほども申し上げましたように訪問したりというような形でチェックしてやっているとあります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 次に行きます。

3款3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業、101ページ。

(1) 事業の取り組み状況について。次世代育成支援行動計画（後期）において重点事業になっているが、進捗状況をどう評価し取

り組んでいるかをお伺いします。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 放課後児童クラブにつきましては、11小学校区を対象に13カ所、定員280人で開設・運営しており、本年3月1日現在で、平日、長期休み期間の利用を合わせて、合計275人の登録者がいます。

平成22年度を初年度とする次世代育成支援行動計画、後期計画になりますけれども、計画期間中、平成23年度に作手地区、平成24年度には舟着小学校及び東陽小学校区の3カ所で新規に開設し、児童クラブ未設置小学校区への拡充に努めたところであります。

後期計画において、目標年次である平成26年度サービス目標事業量を実施箇所10カ所、定員数257人としておりまして、開設箇所数、定員数、登録者数とも現時点で目標事業量を上回っていることから、進捗状況はおおむね良好であると評価しております。

平成25年度予算では、現行の13カ所の児童クラブの指導員、補助員の賃金、共済費のほか、運営のための経費を計上しております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 私がお聞きしました次世代育成支援行動計画において重点事業になっているが、その進捗状況をどう評価しということで、次世代育成行動計画の中の重点事業の中に、放課後対策事業につきましてはこう書かれてまして、ニーズに応じた保育サービスの多様化、小学校高学年までカバーする放課後児童対策への転換。こういう事業の中で、今、児童クラブですか、放課後児童対策、このようなことをどのように進捗が進んでいるかということをお聞きしたんですが、今のは児童クラブの従来ずっと行われている児童クラブの評価というか、進捗状況なんですけど、この重点目標にありますけれども、保育サービスの多様化で、それだけではなく、前から子どもプランということで進めてきているわけ

ですので、そこにも書かれていますけれど、小学校高学年までカバーするとか、保育サービスの多様化につきましての今回予算の中での取り組みをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 ご質問の高学年への対応ですけれども、現在、少数のクラブにおきまして、小学校3年生までの定員に余裕がある場合、この場合は4年生以上も入れておりますけれども、全体の児童クラブを小学校高学年まで対象ということは、現時点では施設規模等から対応できておりません。

25年度予算につきましても、現行どおりの内容で予算組みをさせていただいております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この行動計画の中では、放課後子どもプランということで、ある意味、生涯学習課と一緒に進んでいく事業なんですけど、総合計画の実施計画シートというのが出されているんですが、その中では、25年度から子ども教室の調査研究事業というのも進めていくというような計画になっているんですが、今回の予算の中では、どのように考えられていますでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 25年度以降、放課後子ども対策全般につきまして研究はしていくということでございますけれども、予算的には内部検討ですので、特に計上しておりません。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 実施計画では、もう25年度から一応予算は計上の予定だったんですが、その辺はぜひ検討していただきたいと思うんですが、もう一つ、この放課後児童対策の中で考えていただきたいのは、今回、先ほども、ちょっと自立支援法が変わった中の児童デイサービスというところが、児童福祉法の放課

後等デイサービスという名前に変わってまして、放課後児童対策と考えたときに、障害児の放課後対策も、今回、同じように児童福祉法の中で、きちんと子どもの居場所を考えていくというような流れで出てきます。

ですので、今回、放課後児童対策事業というのをこども未来課なんですけど、ぜひともこの辺のところも一緒に進めていかないと、今まで児童デイサービス事業は多分、福祉課だったと思うんですが、放課後等デイサービスという名前に変わったということは、これは一緒になって、こども未来課と、あとそれぞれいろんな担当で考えていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 今おっしゃるとおりだと思います。

障害者の自立支援協議会の中に、自立支援協議会は当事者団体、それから事業所さん、市役所も含めた公的機関、それから保健所等専門機関、そこにこども未来課はもちろんですけれども、教育委員会も児童期連絡会というのを今つくりました。活発な意見が出てきております。学校教育の先生方も入っていただいたり、相談員たちが一緒に障害児のことを含めて、学校との連携が出てきています。少しずつ、今おっしゃったとおりで、本当に障害児の方の放課後のことを考えなければいけないね、夏休みなんかをどうしようかねというところを入り口に入ったところでございます。前々からは言っているけれども、現実的に、例えば学校との連携だったり、それから保育所もこども園がこれでスタートしてまいります。その中で、どういう動きを、役割をするかというようなところが、こども未来課、おおぞら園、学校というようなところが、今、連携を取り始めております。そういう中で、障害児の方々も含めて、放課後等のことを考えてまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 放課後等児童対策の予算の使われ方なんです、本当に障害児に対して、健常児でありながら、ちょっと大きな学校に通っている子ども、児童クラブが開催している子どもたちのかなりこれは不公平感があるということは認識していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

3款3項1目児童福祉総務費、ファミリーサポート事業、101ページ。

(1) 事業の取り組み状況について。次世代育成支援行動計画(後期)において重点事業になっているが、進捗状況をどう評価し取り組んでいるか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 ファミリーサポート事業につきましては、任意団体の新城ファミリーサポートクラブが実施する会員相互の子育て援助活動に対して、補助金を交付するものであります。

現在、会員数は昨年の11月末現在で、依頼会員が71人、援助会員38人、両方会員28人の合計137人が登録しており、増加傾向にあります。

援助活動の利用日数、利用時間数も年度ごとに変動はありますが、年600日、500時間程度で推移しています。援助内容につきましては、保育園、幼稚園、小学校への送迎での短時間利用がおおむね半数を占めています。

後期計画におきましては、平成26年度サービス目標事業量を「ファミリーサポートクラブとして継続実施」とし、具体的な数値目標は設定しておりませんが、ニーズに対応できていないとの具体的な声や利用に関して、市窓口での特段の相談等もないところから、ファミリーサポート事業としては順調に推移していると評価しております。

平成25年度予算では、前年度と同様、新城ファミリーサポートクラブの運営に係る事務費に対して交付する補助金を計上しておりま

す。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 実は、ファミリーサポート事業というのは、こども園の制度基本計画の中でも、ファミリーサポートに対する期待というのはかなりたくさん出てきまして、今回、こども園が始まるに当たって、このファミリーサポート事業をどう進めていくかというのがすごく大事だと思うんですが、今、課長のほうでは、おおむね進捗状況は順調だというような理解だったんですが、私の中では、実は前にも指摘したことがあるんですが、補助金でやって、委託任意団体でやっているということは、例えばホームページ等で新城市ファミリーサポートと引いたときに、すぐに利用の状況が出てこないんです。これは、最近、子育て情報誌さんが、ホームページで全部情報が流れるようになったので、そこへつないでくれるわけですが、補助金でやってしまっているということ。これは、各市町村では直営、または委託できちんと市が大切な事業だということで、例えば豊川市あたりですと、子育て支援センターにきちんと委託して、そこと連携して、そこがきちんと窓口になって、市の事業と連携してやっていくというような形になっているんですが、この補助金の形のままの事業で、来年度もこのような形でやっていくというようなことには変わりはないでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 ファミリーサポートクラブ等の委託の関係ですけれども、県内でもファミリーサポートクラブというのを設置しておる団体は非常にたくさんございますけれども、直営、または委託している団体が、県内のおおむね半数程度というような認識でございます。それ以外の団体につきましては、ファミリーサポートクラブ事業そのものをやっていないですとか、本市のように任

意団体に補助金を交付しておるといような、さまざまな形態をとっております。

新城市として、平成25年度につきましては、現行の形を継続させていただきたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 せっかくファミリーサポートクラブをやっているということで、このファミリーサポートクラブがなぜ新城市において必要なのかという部分においては、広域な地域の中できめ細かなサポートをしていくときに、やはり助け合いの形でやっていく部分がないと、なかなか支援がきちんとできないということがあります。

です。また病児病後児の預かり場所も今、新城には、もちろんこれはなかなか形態が大変ですではありません。そういう部分をこのファミリーサポートクラブというか、ファミリーサポート事業というのは補ってくれるわけですし、その辺、話のほうがちよっと横に行ってしまうかもしれませんが、例えばこの前、病院の女医先生が勤務をこれから続けていくに当たって、院内保育所の部分から、今度はやはり子ども園に移っていくときに、身近に自分の家族がいなかった場合に、どうしていったらいいのかというときに、ファミリーサポートクラブという制度があるんですよということで、そうなんですか、そういうのは、もうぜひ使っていきたいという声がありました。

そういうときに、やはりこれをそういう形で言うと、仕事してみえる方、または近くに身内の方、応援してくださる方がいない方などは、大変、新城市が子ども園制度で子どもの育てやすいまちをつくっていくときに、これを周知徹底をきちんとさせて、なるべく窓口を身近なところの子ども支援センターが何カ所かきちんとつくってあります。だから、子どもに関しての予算というのはかなり使わ

れているんですが、それがきちんと身近なところで、これを使いやすいような形にしていくということの検討も、ぜひとも子ども園が始まるについて一緒に考えていきたいんですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 前崎委員さんのご指摘は、ご意見としてお伺いをさせていただきます。

なお、ファミリーサポートクラブにつきましての情報提供、あるいは周知等がなかなか足りないというようなご指摘もありますが、新城市が刊行しております子育て支援マップ等々では、大きなスペースは割けませんけれども、その中でファミリーサポートクラブの連絡先等をもう既に入れてありますので、そういったものを活用しながら、さらに情報提供に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この前行われた子ども園の説明会、全園児対象に行われたときに、ファミリーサポート事業の説明も一言加えていただくような配慮も、これから園の入園説明会がありますので、至るところで、いろいろぜひとも周知をしていっていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に入ります。

3款3項1目児童福祉総務費、新城版こども園推進事業、103ページ。

(1) 事業内容と目的についてお伺いします。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 平成25年度からは、子ども園を地域の核として、独自の総合的な子育て支援策を展開していきます。

主な事業内容として、子ども園で子どもの発達や子育ての悩み事相談などができるよう、臨床心理士による巡回相談や子育て講座を開催するとともに、各種相談への対応能力向上

のための職員研修を予定しております。

また、発達が気になりな子どもに、適切かつ確実な支援ができるよう、本年度から開始しました療育実践研修を継続実施するとともに、こうした子どもを育ててきた経験のある保護者が後輩保護者の相談役となり、子育てを支えるペアレントメンター養成講座の開催を計画しています。

さらに、子どもの成長過程を確認し、振り返ることができるツールとして、サポートファイルを作成し、就学前の全ての子どもに配付します。サポートファイルを活用することで、こども園、小学校と変わっても、育ちの連続性が確保され、子どもの成長と子育ての一助となることを期待しております。

このように、保護者支援の事業を複層的に展開することで、親子の愛着関係の形成や子育ての孤立化防止などにつながり、就学前の子どもの健全な育成が促されるものと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 サポートファイルについてちょっとお伺いしたいんですが、このサポートファイルというのは、こども園制度の中では、保護者と子どもにかかわった職員等の気付きを記録というような形でちょっと提案してあったんですが、このファイルにつきましては、そういうような認識で使うファイルでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 このサポートファイルにつきましては、こども園入園から中学校卒業程度まで使えるファイルというような形になっております。

内容につきましては、子どもの健康の記録、成長の記録を書き加えられるもの、また学習の記録というようなものを書き加えられるものと考えております。

現在、子どもサポートワーキング、これは

職員で組織しますワーキンググループですけれども、こちらで内容を検討しております、ほぼ基本案というのができましたので、来年度これを内容を煮詰めまして、年度内にサポートファイルを作成して配らせていただきたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 入園からということなのですが、これは3歳以上ということで、そうなる母子手帳なんです、母子手帳というのは、ある意味、入学前までを記録するような形になっているんですが、この辺、母子手帳とサポートファイル、それまでの記録と生まれてから本来連続性が大切ですので、生まれてから中学卒業までをきちんと記録するのが大事だと思うんですが、入園までの部分について、母子手帳との関連とか、この記録はどのようにするんでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 サポートファイルと母子手帳の関係ですけれども、母子手帳は生まれる前からそういう手帳があって、さまざまな記録をしておりますので、それを無駄にすることのないように、サポートファイルの中にクリアファイルの部分を入れまして、母子手帳がそこに保存できるような形に最終形態はしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 最後に一つ、このファイルの保管ですが、これは各家庭で保管するのか、それとも園で保管して、またそれを学校に上げていくのか、この辺の保管の仕方はどのようになっているんでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 このサポートファイルですけれども、基本的に家庭で保管していただくような形になります。学校やこども園からのいろんな連絡事項や記録というものを転記したり、あるいは張り付けたりとい

うような形で、家庭で保管していただくものになります。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 書き込みがあつたりすると、学校ですと個人面談みたいな形で、不安を解消する何か言葉でのいろいろあるんですけど、これはファイルに書き込んだときに、やはりこども園はそのような形で、学校が個人的にそういういろんな面談をするのと同じような形も、このファイルを使ってやっていくような形は考えてみえますでしょうか。

○滝川健司委員長 古田こども未来課長。

○古田孝志こども未来課長 サポートファイルにつきましては、やはり先ほど申し上げましたように、子どもの成長の記録ということですので家庭で保管する。このサポートファイルを将来的に小学校ですとか、中学校がそのまま直接これを利用するというものではなくて、保護者のほうの成長の記録ですとか、確認のためのツールと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

ここで説明員入れかえのため、しばらく休憩します。

再開は16時20分とします。よろしく願いいたします。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時18分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

2 枠の歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出4款1項9目環境衛生費、エコイノベーション推進事業、127ページ。

1点、お聞きします。水力を利用した発電に関するモニターの調査内容と、その調査結果をどのように活用されるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 西村環境政策推進室長。

○西村仁志環境政策推進室長 下江委員の一般質問答弁と重複するところがありますが、お答えさせていただきます。

来年度は簡易型小水力発電機を3台購入いたしまして、貸し出しをしていきたいと考えております。簡易型発電機なので、大きな電力を生み出すものではありませんが、獣害用の電気牧柵との連結のほか、防犯灯への活用など、水力の持つ賦存量を知っていただく機会を創出できればと考えております。

また、愛知大学との連携事業として行っている可能性調査の結果を踏まえ、モデル的な展開が可能かどうか、地域と調整してまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今のご答弁だと、貸し出しをしていくということですが、昨年、1台導入をして、それを市民に広げてきて、また今回3台導入という形になると思うんですけれども、昨年からそういう形の声は上がっておった時点でのこういう事業展開という理解でいいでしょうか。

○滝川健司委員長 西村環境政策推進室長。

○西村仁志環境政策推進室長 昨年、購入させていただいた機械につきましては、PRが主体なものでございます。大きなイベントなどで参加をさせていただき、皆さんへのPRに努めたこと、また環境教育として学校を訪問させていただいた際に、実際に稼働させて、水の力でこんな形で電力が得られるんだよというようなPRを中心としたものでございます。そうしたPRの機会の際に、市民の方々

から、こうしたものを実際に使えるかどうか試してみたいねというお話もございまして、今回の予算計上に至ったということでございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今回の事業の予算化については、貸し出しをして、市民にアピールもして使っていただくという形だと思うんですけども、年度を区切ってやっていかれるのか、そうした計画を今後、計画されていくと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○滝川健司委員長 西村環境政策推進室長。

○西村仁志環境政策推進室長 まず、新年度になりまして、機械を購入させていただくのとあわせて、市民の皆さんに、こうした機械を購入させていただき、レンタルできる機械がありますよということを周知させていただきます。基本的には、半年程度の貸出期間は必要かなと考えておりますけれども、また市民ニーズに合わせた対応など、臨機応変に対応していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出4款1項9目環境衛生費、エコオフィス推進事業、125ページです。

住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金の補助内容と補助率をお伺いします。お願いします。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金の補助内容と補助率についてお答えします。

住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助につきましては、住宅用の太陽光発電システム及び住宅用の太陽熱高度利用システムの設置に対しまして、その設置費用の助成を行い、普及啓発に努めておるところです。

まず、太陽光発電システムの補助内容につ

きましては、太陽電池の最大出力10キロワット未満の住宅用のシステムに対しまして、1キロワット当たり1万6,000円で、4キロワット6万4,000円を上限として助成してまいります。

補助率につきましては、この補助金は定額の補助ではなく、定額の補助でありますので、補助対象工事費に占める補助金の率で答えさせていただきます。平成24年度では2月末現在の状況ですが、設置工事費の総額に占める補助金総額の割合は2.6%でありますので、25年度もおおむね同率と見込んでおります。

次に、太陽熱高度利用システムの補助内容につきましては、集熱部または集熱器の面積が1平方メートル当たり1万円で、5平方メートル5万円を上限として助成してまいります。

補助率につきましては、太陽光発電と同様に定額の補助でありますので、2月末現在の状況では、設置工事費の総額に占める補助金の総額の割合は5.7%で、平成25年度においてもおおむね同率と考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 今後も、この事業に対しては、もっと推進していくお考えでいますか。

○滝川健司委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 太陽光発電、ソーラーパネル等のこの補助事業ですが、太陽光発電の設置費用は、1キロワット当たりで、今、平均50万円弱に下がってはきております。ただ、平成16年当時は大体70万円ぐらいだったかと思います。こういったことから、下がってきてはおりますけれども、まだまだ4キロワットを設置するとなると200万円ほどかかります。まだ高額になります。国の補助等もありますが、もう一段の設置費用のコストダウンが必要であると考えております。よろしくをお願いします。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員の質疑が終

りました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出5款労働費の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 5款1項1目労働諸費、観光ガイドマニュアル及び観光データベース作成事業、139ページであります。

観光案内ボランティアガイド育成規模はどの程度予定されているのでしょうか。

2点目であります。観光資源の調査は、全市内のみ対象とされているものかどうか。

3点目に入ります。ガイド用のマニュアルを作成するようでありますけれども、その内容はどのようなものを想定されておるのでしょうか。

以上です。

○**滝川健司委員長** 川合観光課長。

○**川合教正観光課長** それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、育成規模につきましては、現在、新城市ふるさとガイドとして登録者は14名でございます。協力いただいている方を含めても20名程度の方がガイドになっていただいているということでございます。

さらに多くの方にガイドになっていただけるよう、来年度、作成しようとする観光ガイドマニュアルを活用しての育成にも取り組むものでございます。

東三河振興ビジョンでは、現状からの16%の増を数値目標として設定を予定しているものでございますので、本市における育成規模についてもこれに沿った取り組みをしていきたいと思っており、まず少なくとも20名程度を目標としていく考えでございます。

二つ目の内容につきまして、対象地域につきましては、新年度予定している調査は、市

内の観光資源のみを対象と考えております。

奥三河エリアの内容については、現在、進めています奥三河の広域観光モデルルート作成等の内容で、ガイドのマニュアルの中で、目的や内容量等の調整を図った上で、そうした情報も活用していきたいと考えております。

それから、ガイドマニュアルの内容でございます。近隣市のものを参考にしますと、観光ガイドが活動する中で、基本等になる項目として、市の紹介や市の観光の取り組み、交通アクセスの方法、観光客推移、産業の状況や特産品などが想定されます。また、それぞれの観光資源のお勧めポイントや、もっと詳しく知りたいときの問い合わせ先などのポイントも考えております。

本市でのガイドとして必要である内容等の検討を進め、市民が観光ガイドをやりたいと思ったときに、すぐに取りつきやすく、またわかりやすいものにしていきたいと思っております。観光への市民参加を促すためのマニュアルという位置付けとして行っていきたいと考えます。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 14名から20名を目標にということで、大変期待するところであります。大勢いけば、それにこしたことはありません。ぜひとも来年度、頑張ってくださいと思うんですけども、昨年でしたか、森委員さんだったと思うんですが、21年から23年にかけて、大きな委託事業として観光案内の養成業務が行われました。この中身が、今回のマニュアルづくりに向けて、どう生かされたのかということもちょっと追加してお聞きしたいと思うんです。

それともう一点、ちょっとついでお話するんですけども、この予算項目そのものが重点分野の雇用創出事業ということになっております。雇用創出事業と言いますのは、私が説明するまでもなく、失業者に対する雇

用対策です。これが国から示されているということもありまして、失業者に対する雇用促進という意味から、今回の案内人養成も含めて、またマニュアルづくりも含めて、いろんな形の中で携わる予定だと思えますけれども、その辺の趣というのはどうおいておられるでしょうか。

以上、2点です。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、観光案内人事業の内容の活用という部分では、今回が観光ボランティアのガイド用のマニュアルということで、観光案内人の事業の内容を活用して、よりガイド用というような形で生かしていけたらと考えております。ですので、今までの資源のデータベースはございますので、それにガイド用として何を付け加え、どういうことをすると、ガイドとして一番来ていただいた方に安心を与えたり、よりもう一度来てみたいとなつていただけるかということで、そういう観点から観光ガイドマニュアルを作成していきたいと考えております。

それから、この事業が雇用創出ということでございますので、今回のマニュアルを作成するに当たり、そのマニュアルをつくるためのスキルだとかいうものも知識として獲得できると考えております。その獲得をしたものを次の雇用の優位性というのか、という形で雇用に生かして、次の雇用に結び付けていくということを考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

とにかく、雇用創出の面におきましては、大変シビアな問題もあると思えますので、十分、新城市民の皆さんにご提供できるような仕組みをつくっていただきたいと思えます。

最後にもう一点、ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど広域の話も出ました。広域観光におきましては、後ほどまた予算の

中に上程されておりますのでお聞きするわけでありまして、特に東三河振興ビジョンのプランがありますね。これに基づいての目標数値というのが明確になるのか、なっているのか、その辺、具体的には私は中身はわからないですけれども、それと連動した新城市の今回の観光案内も含めた養成事業というものが連動されておるのかどうか、その辺のところをちょっと確認したいと思えます。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 東三河振興ビジョンの広域観光の推進の推進プランという中に、目標値の3として、観光ボランティアガイドの数の増加というのが上げられておまして、東三河では、現在の、平成24年6月の現状が155人となっております、この後、3年後の平成28年1月には目標値を180人にしたいという内容が出ておまして、16%の増加というものが出されております。

本市においても、この16%増を達成し、より多くの方に観光ガイドの養成につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出5款1項1目労働諸費、観光ガイドマニュアル及び観光データベース作成事業、P139。

ただいま、丸山委員の質疑の答弁がありましたので、これは取り下げをしたいと思います。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 6款3項2目林業振興費、森林整備奨励事業、155ページです。

森林整備奨励補助金の補助対象事業と補助基準及び目指す成果を伺います。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それでは、森林整備奨励事業の奨励補助金の補助対象事業と補助金につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、補助対象事業でございますが、森づくりを推進する地域組織に対して、5ヘクタール以上まとまりを持った山林について、境界明確化、測量、切捨間伐を行う場合に、補助基準額の範囲内で助成する制度を考えております。

目指す成果でございますが、山主の森林整備への意欲を増進させ、森づくりの地域組織を育成することと、境界明瞭な健全林をまとめ、次回の間伐時には、森林経営計画をつくるのが可能となる森林に誘導することでございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 補助基準という面では、今言われた以外の細かい基準というのは特にないのですか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 今申し上げましたのは補助対象事業と補助基準でございますが、あと交付基準額でございますが、これにつきましては、今のところ境界明確化、測量につきましてはヘクタール当たり4万5,000円、それから間伐につきましては、これは豊川水源基金の水源林対策事業の助成事業の自己負担分を助成するというので、この豊川水源基金の標準単価が、間伐率30%以上で16万1,000円でございますので、豊川水源基金の助成が8割ございますので、その2割相当分を助成するというような内容でございます。

要綱等につきましては、そんなところでございます。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 ちょっと計算が今、はじけませんけれども、この200万円というものでざっと全体的にはどの程度の事業が可能という計算になるのでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 失礼しました。

今申し上げました交付基準額といいますか、補助基準額の限度額を計算いたしますと、ヘクタール当たり6万7,300円程度になりますので、それを予算額で割り返しますと、約30ヘクタールの助成が可能になるかと思っております。

○滝川健司委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 6款1項3目農業振興費の担い手育成総合支援事業、143ページであります。

1点お尋ねします。地域実情に合う担い手確保と育成をどのように展開されていくのでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 この事業でございますが、予算は三つの助成事業でございます。

まず、1点目でございますが、就農支援資金償還助成金でございます。これは、県費でございます。就農するのに必要な技術等の取得、その他就農準備に必要なであった経費を借り入れた就農支援資金償還に当たり、一部を助成することで就農者の経費負担を軽減し、経費の安定を図ることを目的といたしております。

愛知県では、就農するに当たり、青年等の就農促進のための資金の貸し付け等による就農支援資金の借受者に対し、市町村が償還助成を行うに要する経費就農支援資金の償還助成額を助成するをいたしております。

まず、1点目の育成についてですが、就農するには、技術等の取得ですとか、就農準備経費がかかるため、公益財団法人愛知県農業

振興基金から就農支援資金を借り入れ、補助事業を活用し償還することにより、初期経費が抑えられるということで、経営が安定すると思われま。

2点目の農業近代化資金利子補給事業補助金でございますが、これは市費でございます。国の農業近代化資金利子補給事業の貸付金の利子償還額のうち、借入利子1%以内の相当する額を市単独で借入時から3年間として利子補給をするものでございます。これも同様に、利子を補助することにより、経費が抑えられるということで、経営が安定すると思われま。

3点目でございますが、農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金でございますが、これは国費でございます。農業者の計画的な経営発展を支援いたしまして、効率的かつ安定的な農業経営の育成により、地域産業の発展を図るために、法に基づく経営改善計画等の認定を受けた農業者が借り入れた資金に対して、予算の範囲内において交付するものでございます。これも同様に、費用が非常にかかるということですので、経費を抑えられるということで、経営が安定すると思われま。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 はい、わかりました。

この事業に限定したわけではありませんけれども、担い手育成事業そのものについては農業振興費全般にわたるわけでありまして、この項目で、今説明をいただきました資金借り入れに対する利子補給等々の予算ということで理解はいたしておりますけれども、特に最近、震災以降、消費者そのものの安全志向というものが、消費安全志向というものが高まりまして、高齢化とそれに後継者不足が加速していると現状がある中で、農業基盤が非常に危うい状態に今はなってきていると、こういう現状であります。

昨今、TPP問題、これも今、国のほうで

は大変動いておりまして、参加する、参加しない等々の中で、議論が今、盛んに行われております。その品目を何にするかということにわたって、将来にわたる農畜産物に対する安定的な供給、新城の安定的な供給を図るためには、大変揺るがすような事態になる恐れも一方では不安として残っているという中で、担い手農家そのものが中心とした自立経営農家を育成する方針として、一つお尋ねしたいわけでありましてけれども、昨今、自然災害が大変激しいわけで、後ほどまた質疑の中でもいろいろ出てくるわけでありましてけれども、パイプハウスだとか、いろんな営農施設に対する自然災害からの被害をこうむったときの施設の損害補償制度みたいなものは、今、国はどんな動きなのか、また愛知県ではどういう動きになっているのかとか、また新城市ではそれじゃあ来年度からこうやっていきたいと思いますというようなことが、これから求められてくるような時代になってくるわけでありましてけれども、25年度、その辺について、かなり研究していただきたいと思うんですが、その辺についてのお考えをちょっと示していただければと思います。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 当然、自然災害等がありますが、それぞれの施設に農家さんが保険を掛けております。今のところ、個々で対応していただくことになろうかと思えます。また、自然災害等の被害につきましては、国等へも報告する義務等もございまして、今のところ大きな被害というものは発生しておりませんが、今後、発生する可能性につきましては、勉強をしてまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続いて、次の項目に入ってまいります。

6款1項3目農業振興費、145ページ、農業経営近代化施設整備事業。

1点お尋ねします。パイプハウスやトラクターの購入補助を予定されております。施設経営者の農業経営安定にどのようにつながっていくのかお尋ねします。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 この事業は県費事業でございます。愛知県の経済発展の過程における地域格差を是正し、均衡のとれた発展を期するため、特に自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれない山間地・離島において、広域的視点に立脚した地域開発の方向に即し、農林漁業振興の強力な推進を図るということを目的といたしまして、総合的に農林漁業振興を推進する県費の補助事業でございます。

県の予算の範囲内において、事業費2分の1以内の補助率と、それから事業者負担は2分の1以上となります。

近代の農業につきましては、施設ですとか、機械等の整備に費用がかかり、経費を圧迫いたしますので、補助事業を活用することによりまして経費が抑えられるので、経営が安定するものと思われま。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続いて、今の件について、再度お尋ねしたいところがあるんですけども、補助対象となる農家そのものについては、これは資格要件等はあるのでしょうか。これは1点目であります。

それと、あと、個別農家に対する補助として、パイプハウスがあるんですけども、このパイプハウスというのは個別農家に限定するのか、それともこちらの説明書にも書いてありますような団体ですか、そういったものも対象になるかどうか。また、何基ぐらい設置されるのかとか、その辺です。

それから、あと、農産物そのもの、何をつくられていくのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいと思ひます。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 対象でございますが、

まず、第一に国の補助事業に乗れるかどうかということが、これは県費でございますので、大前提となります。農業団体ですとか、組合、集落営農組織などございまして、また3戸以上の農業者ですとか、3戸以上の農業者になりますと、規約等も必要になってまいります。事業費が100万円以上が対象となります。

実施基準でございますが、原則、市町村とか、地方公共団体が出資する法人、農協さんですとか、土地改良区、農業組合法人、市民組合等となります。

このパイプハウスであります。これは水稲の育苗ハウスでございます。それを予定いたしております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けて、済みません。

これは農業振興費の奨励農畜産物の推進事業についてであります。145ページです。

この事業の内容をそれぞれどのような事業展開が行われるのかお尋ねします。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 1点目の農畜産物加工品開発委託料でございますが、今現在は農産物の市場出荷をしております。市場出荷だけではなくて、地域内利用を考えた加工品の商品開発を考えております。

今まででも、各種の団体が加工品の商品開発を考えておりましたが、販売先を考えずに商品開発を試みた経緯もございまして、販売するまでに至っておりません。

新東名開通後の道の駅での販売する商品開発を今回、試みるものでございます。利用する農産物でございますが、煎茶、梅を考えておまして、今年度、相模女子大と地域連携プロジェクトで考え出した提案を中心に、洋菓子、和菓子、五平もちなどを考えております。

2点目の畜産物PR委託でございますが、現在、道の駅が二つありますけれども、そこ

におきまして、奨励農畜産物の周知のためのPRを考えております。

3点目の奨励農産物推進事業でございますが、菌床シイタケの安定供給が図れるように支援をいたしております。25年度が3年目になります。市内に住所を有する菌床シイタケ生産者を対象といたしまして、菌床シイタケの菌床購入に要する経費の一部を補助いたしております。補助額は1菌床当たり15円で、JAさんも15円を補助するというので、1菌床当たり30円の補助といたしております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

ちょっと、私は、ターゲットにするところの検討が間違っておりましたので、お茶と梅ということでありましたので、奥三河の広域観光も含めた形の中で、多分、展開されていくのかなとちょっと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、次の項目に入ってまいります。

次は、農業振興費の人・農地振興事業についてでありますけれども、新城設楽地域担い手育成総合支援協議会というものがあまして、この負担金が計上されております。協議会としての実施内容については、どんな内容なのかという点が1点。

2点目でありますけれども、青年就農給付金、それから経営体育成支援事業助成金、それから経営転換協力金、それから分散錯圃解消協力金等、国の補助金が運用されております。どのようなプランが作成されて行われて、どのような担い手対策や地域活動が展開されていくのか、この辺についてお尋ねします。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 第1点目の担い手総合育成支援協議会の負担金の関係でございますが、この協議会は農業経営及び経営改善に取り組む担い手の育成確保に向けた取り組みを強化し、農業構造の確立に資することを目的

に、新城市及び北設楽郡の町村を活動区域といたしまして設置されたものでございます。事務局は愛知東農業協同組合でございます。

事業内容でございますが、25年度は2点ほどの事業を予定しております。1点目は担い手確保活動といたしまして、全国の農業人フェアの会場へ出向いて、新たな就農者の確保と新城設楽地域の就農相談会の実施を予定しております。

それから、2点目でございますが、サポート事業といたしまして、若い青年農業者や青年農業士の能力向上のためのプロジェクト発表会などへの支援を予定しております。そして、新任小中学校教員の農業体験研修会などへも支援を行っております。

大きな2点目の青年就農給付金等の国の補助事業の関係でございますが、まず、青年就農給付金経営開始型でございます。これは、人・農地プランに位置付けられた青年新規就農者及び経営継承者に対しまして、農業経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、給付金を給付するもので、年間150万円、最大5年間給付されます。25年度は、9名の就農者及び夫婦での就農1経営体を予定しております。

それから、経営体育成支援事業助成金でございます。これは、人・農地プランに位置付けられた新規就農者や、経営発展を目指す農業者など農業経営の発展改善を目的といたしまして、農業用機械や施設整備などを整備する場合に助成する事業でございます。

本市におきましては、新規就農研修生といたしまして研修中の今3名の方の大玉トマトの施設整備、ハウレンソウの栽培を目指す1名の方の施設整備、及び米乾燥施設の整備といたしまして1団体の助成を予定しております。

それから、経営転換協力金でございますが、リタイアする農業者や土地利用型農業から経営転換する農業者などが、人・農地プランに

位置付けられました地域の中心となる経営体に農地集積するため、地域の中心となる経営体に利用権の設定、または農作業の委託などで農地を出していただける農業者に対しまして交付されるものでございます。

0.5ヘクタール以下の所有農家には1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下の所有農家には1戸当たり50万円、2ヘクタールを超える所有農家には1戸当たり70万円が交付されます。

本市では、25戸の農家の交付を予定しております。

4点目、最後であります、分散錯圃解消協力金でございます。これも、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体の分散した農地を連担化し、作業効率を図るため、地域の中心となる経営体に隣接する農地の所有者などが、利用権設定などで農地を出していただける農業者に交付されるもので、10アール当たり5,000円を交付するものでございます。

本市では、500アールの農地を予定いたしております。

以上でございます。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 中身は大体わかりました。

この中で、ちょっとお尋ねしますけれども、就農相談会に参加する計画ということでおっしゃいましたけれども、特にこの中で、新農業人のフェアへ参加されると、先ほどご説明がありました。本当に、広く、これはやはりいろいろ研修等に参加していただきたいということを申し添えて、次のちょっと聞きたいことをお聞きします。

地域別の誘導品目というんですか、誘導する品目というのが農産物であると思うんですけれども、先ほど言われました、特にこれはトマト、ハウレンソウという話がちょっと出たんですけれども、これは多分、作手地区かなと私は思うんですけれども、特に今回のこ

の事業については、新城設楽地域の担い手活動ということになりまして、広範囲な形になるわけでありまして、新城地区は何がそういう主要な品目になっているのか、作手地区は何なのか、鳳来地区は何なのか、北設地区は何なのかというところは、もし今おわかりでしたら教えていただければと思います。

それから、あともう一点。新規就農の目標数値についてです。これを改めてちょっとお尋ねします。先ほどの答弁の中では、この目標数値というのはちょっと出てなかったかと思いましたので、お尋ねします。

○**滝川健司委員長** 熊谷農業課長。

○**熊谷昌紀農業課長** まず、1点目の奨励作物といいますが、今回、トマトとハウレンソウでございますが、まずトマトにつきましては作手地区でございます。今、農協では共同出荷をしております、我々は農協さんの各部会へアンケート調査を行いました。5年後、10年後、今の現状はどうかという問い合わせもいたしましたところ、非常に厳しいということで、新城の奨励作物になっておるトマトも危うい状況になっておまして、まず作手地区にはトマトの農家を予定いたしております。これは、まず1年に3名ずつの3カ年を予定し、9名を予定しております。5年後までに、新規就農者を10名程度の目標数値といたしております。

それから、新城地区でございますが、新城地区につきましては、同じく施設栽培でイチゴの就農者を予定いたしております。

それから、鳳来地区は、今のところ予定には入っておりません。

ハウレンソウにつきましても作手地区でありまして、これは経済連からも要請もありまして、実証実験をやってきた経緯もあり、何とか作手地区で年間を通じまして6作ないし7作できる予定になりまして、1ヘクタールあれば主な産地という位置付けをされるそうですので、これも施設栽培でありますので、

何とか経営をもうかる農業をしていくには、今のところ施設栽培がベターだという方向になっておりますので、そのような方策を考えております。

北設は、ちょっとわかりませんので。

新規就農の目標値は、5年後までに10名程度を予定しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今の新城市ですね、今、人数を言われたのは。北設も含めてじゃないですね。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 はい、新城市です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それと、あと、先ほど奨励といいますか、誘導品目という言い方を言っ  
てはいけませんけれども、誘導していくための策、いろいろお話がありましたけれども、特に新規就農者も含めた中で、担い手育成事業として夫婦二人で、例えばイチゴを栽培しましょうと。イチゴを栽培したときに、どのぐらい売り上げがあって、どのぐらい所得としてあるのが安定されるのか。いろいろイチゴにすると、1パックにするパック詰めというのが非常に価値がありまして、大粒なイチゴをつくっていくという策が多分あると思うんです。そのような策をにらみながらやっていくと、大体どれぐらいの所得で、売り上げがどのぐらいあるのかと、そんな資料がもしありましたら。

私の手元に、実はちょっと資料がいろいろありまして、最新の資料をちょっと持っているんですけども、これは全国的なレベルかもわかりませんが、1,200万円から大体1,300万円以上。栽培をする中で、新規就農も含めた担い手育成の方々も含めて、あればその半分、半分の所得があれば安定するだろうというような、そんな目標数値があると思うんです。

ですから、新城市の今回の農業振興、農地

振興に対しての事業に対して、どう運営を図っていくのか。農協さんと一緒にどう図っていくのかというところがポイントになると思うんですけども、そこまでしっかりと組み入れた形での新年度予算と私はにらんでいきたいと思いますので、課長のその辺の方向性というのか、どうにらんでおられるのかお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 それぞれ作物によって異なるわけですが、例えばトマトの施設整備、それからイチゴの施設整備等、施設によっていろいろ形態が異なります。ですので、今、手元に数字はございませんが、それぞれの経営に関しまして、何年でリースが終わるのかですとか、いろいろはじいたものはありますが、今、手元にございませんので、詳細について、農協さん、また普及課さん等々とも連携しまして取り組んでおりますので、ご了解いただきたいと思います。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。期待して、また新年度に見たいと思いますが。

6の3の3、林業土木費であります。市単独林道事業、157ページであります。

グレーダーの委託料が計上されております。過去の災害時における林道被害が解消されまして、林道整備は予備的予算となっているのかどうかお願いします。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 それでは、グレーダーの委託料でございますが、この委託料につきましては、積雪時に作手地内の生活道として利用しておる林道につきまして、除雪作業が必要となった場合に対応するため計上してあるものであります。

今までの状況を申し上げますと、平成22年度に2路線、3時間、それから平成23年度に1路線、2時間、除雪作業を行っておりまして、22、23年度につきましては流用で対応し

た経過もございまして、本年度、24年度は12月補正で除雪のグレーダー委託料の予算措置をお願いしたものであります。

平成25年度につきましては、今までの経過から見て、当初予算から予算措置をお願いしたものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 委員長、ちょっと質問通告をこうしてあるもので、ちょっと横にそれるかもわからないけれど許していただきたいんですけれども。

この予算項目の中で、需用費の中に修繕費というのがあります。修繕費が計上されて、約200万円ぐらいが計上されておって、今朝、予算書を見たら見付けたんだけど。

私が今回、質問する目的のグレーダー委託料はわかりました。

過去の災害時における維持修繕、林道がやっぱり荒れてしまいますと、経済的な林業事業というのはできないんです。だからこそ、この需用費の中の修繕料、これは200万円ほどやっておりますけれども、この辺の臨機応変な対応を来年度もやっていただけるのか、災害が必ずやってくるものですから、その辺の目測も含めて。

それから、あと、それに付け加えて原材料費だとか、もろもろのものが付きまわってきます。そういったようなもの、それから小規模的な工事の委託料、機械の借り上げ以外の委託料、小規模な50万円以下でできるような、そういうようなちょっとした個人経営でやっている人たちにも潤わせられるような、そういう仕事の割り振りという予算確保もしていかなければいけないじゃないかと思ひまして、ちょっとお尋ねするわけですが、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 このごろ、台風、集

中豪雨がございまして、林道被害というのは雨が降るたびに崩土等がございます。それに対しましては、今、委員がご指摘のように、市単独事業の修繕費、それから工事請負費等、当初予算で足りない分につきましては、補正でお願いしておるものもございます。

それから、原材料費、それから賃借料等につきましては通常の維持管理といいますか、それも含めてでございますが、軽微なものにつきましては、地元の方に林道の維持管理をお願いするというようなこともございまして、原材料については生コン、採石、それから賃借料につきましてはミニの重機等を要望に応じて地元の方にお願いしておるところであります。

それで、林道災害につきましては、主に側溝だとか、横断管が詰まることが原因でありまして、その水が路面といいますか、わだちに大量に流れることによって、路面の洗掘、それから路肩の決壊の原因となっております。その辺のことで、通常の維持管理、側溝の清掃というものにつきましては、原則的に地元管理でお願いしたいということもございますので、今後ともその辺のお願いはしていきたいと。それから、そういった中で、構造的な改良を要する場合につきましては、地域の方と協議して林道の改良等、対応してまいりたいと考えております。

また、災害復旧につきましては、小災害の復旧費等もございまして、そちらも計上してございますので、その辺で対応してまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出6款1項1目農業委員会費、農業委員会運営事業、P141。

耕作放棄地図面更新委託料について、更新する理由とその地域は。今後どのように利用、活用するか伺います。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 高齢化や後継者不足、鳥獣による被害を背景に、耕作放棄地が増加傾向となっております。また、食料の生産基盤であります優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくためにも、農地の実態を把握して、耕作放棄地の発生防止、解消、違反転用等の発生防止のため、毎年でございますが、農業委員さんとともに市内全域の現地調査を行っております。

現在、地図情報システムで調査用の図面を利用しておりますが、国の耕作放棄地全体調査要領等が改正されたことに伴いまして、新たに荒廃状況区分も変更されたため、更新する必要が出てきたものでございます。

今回、更新した図面によりまして、地理的条件、農地条件、集落単位等によるゾーニングを行い、計画的に耕作放棄地の解消や農地の集積に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 現状を把握して、放棄地を減らす目的ということで、これは新事業の農業法人とか、経営拡大を考えている農家に、この地図というのは配付、または交付されるのでしょうか。

○滝川健司委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 そのような対象は考えておりません。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出7款1項3目観光振興費、桜淵公園桜の木育成事業、163ページ。

1点お聞きします。古木対応やテングス病対策を踏まえた事業か、お願いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 桜の開花に合わせて、毎年10万人を超える観光客や市民の方が訪れていることから、ご指摘の対策を含めて、桜淵公園の桜の魅力を高めるため、体系的に育成・整備していくものでございます。

桜淵公園には、ソメイヨシノを中心に、枝垂れ、山桜等、1,050本以上の桜の木が植えられておりますが、梅苔の付着や樹木の感染病であるテングス病が見られる木もあり、また右岸には古木も多く、衰えが見えるものもあり、施肥や覆土をして樹勢回復を図ることや、苗木を植えて次世代に対応していくものでございます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 対応してくれるということですが、小さな木でも、今現在でも、先ほど答弁があったように白苔が付いて、育ちにくいという木がたくさん見受けられるわけですね。花が咲く意欲を失うような現状というのは今あるわけですね。

やっぱり、計画を立てて、順次、そういう病気にかかっている、苔だとかいうものをやる作業を割と今現状としてはやっているふうには、ちょっと見受けられない部分があります。桜の木というのは弱い木で、そういう不審物が付くと、どうしても成長がおくれて死んでしまうような、専門家ではありませんけれども、そういうように自分が見ても感じるわけですね。

業者さんといろんなご相談をされて、今回、予算計上をされたと思うんですけども、一つにはやっぱり計画をして、メインの新城市の顔である桜淵の木を大事に育てていくという計画をしながら、そういうものを踏まえた上での今回、予算計上だったのでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今年度の補正予算でもお認めいただいた桜の木の内容、育成、整備等の内容も踏まえ、25年度の新年度予算でも桜の整備を一層進めていきたいと考えております。こちらにつきましては、造園業者や専門家の意見等も確認し、ボランティアの方たちとの調整も図りながら、より一層進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、161ページです。

山岳マップの内容及び活用目的と委託先について伺います。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 最近、登山やトレッキング、ハイキング等の健康や自然志向で行動される観光客から、お問い合わせ件数が増加しており、その内容も天候だとか、トイレ、駐車場、登り口までのアクセス等々、広範囲にわたり、その質問の内容から初心者、そうした経験の少なさを感じる場合もございます。このことは、時として事故につながる可能性があると感じる場合もあります。

こうした問い合わせに対応する職員が、市内の山に関する知識を一定以上のレベルで持ち、的確な対応ができるよう、情報として整理をしておく必要を感じております。そこで、新年度、山岳マップを作成し、安全安心に関する事項を重点に、関係機関等も協議をしながら作成を予定しているものでございます。

内容としましては、ルート図、それから所要時間、距離、標高差、危険箇所、日没時間等々、コースの難易度などの基礎的な情報を地図に明記し、その情報も写真等でわかりやすく記載していきたいと想定しております。そのほかにも、コースの見どころや特徴等、

観光的な要素も記載していきたいと考えております。

委託先につきましては、山岳マップの作成実績や成果品等を考慮して選定したいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 山岳マップの範囲、記載されるエリアは新城市内ということなのかどうか、それとも北設楽郡、奥三河全域も含まれるものであるのかどうか、それから作成部数はどれぐらいなのか、その点をお伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、作成する山の対象ですけれども、新城市内の山という形で考えております。ただ、若干、山頂がほかの市町村という場合もございますので、その辺は考慮していきたいと考えております。

部数につきましては、踏査の日等により状況が変わるものもございますので、部数等は、まずホームページ等のところで掲載し、必要に応じてホームページから印刷をかけるという形を考えております。ただ、ホームページ等をご利用いただけない方については、こちらでコピーというか、ダウンロードしたものを送らせていただくというような配慮もさせていただきます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 山岳マップの作成に当たりますて、関係機関と協議もして進めていくということで、このマップのまずは安全安心を第一に、情報として基礎情動的なものをしっかりとつくるという、ここら辺の趣旨はよくわかりました。

このマップの作成に当たって、例えば、こういったトレッキング、ハイキング、それからウォーキングとかいった見地で、より有益なマップがつけられるようなワーキングのようなもの、委員会みたいなものをつくって、こ

これは作成していくという考えでしょうか。それとも、この予算の中では、そこまでは難しいということでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 もう既に山岳マップ1部はできておるんですが、実際に全ての市内の山というものについてできているものではありません。以前は、奥三河観光協議会で名山八選というような形で、奥三河の一部の市町村の部分の内容で八名山というのをマップにしております。こちらのときの内容も踏まえていきたいと考えておまして、ワーキング等の内容は想定しておりません。

以上でございます。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 今、実は、私もこの奥三河名山八選、8 p e a k s のパンフレット、山岳マップについては課長が一番よく存じているところであろうかと思えますけれども、まさにいろんな初心者向けなのか、それとも上級者向けなのか、それから登山に当たっての留意事項。それから、このマップには、当時まだ合併前でしたので、新城南北設の8市町村の担当の部署と、それと豊橋鉄道がワーキングの委員に入ってつくり上げて、これは大変、今でもホームページでこれは拾えますけれども、すばらしい山岳マップであったと記憶しております。

この中には、やはり民間の観光事業者である豊橋鉄道がワーキングに入っていることで、この山岳マップをもとに、確か平成16年から18年までの間にツアーが組まれてきて、つまりこれは商品化したんですよね。これで、確か16回ぐらいツアーを行っております。こういったマップが、より地域経済に貢献していくような、商品化につながるような仕組みになっていくように、この名山八選、8 p e a k s の山岳マップのよいところを精査して、そういった部分を、もちろん8 p e a k s の山岳マップ以外にも過去にいろいろと参考に

なるものをつくってきております。そういったもののいいとこどりをして、より将来的に恒久的にずっと使っていけるようなものに仕上げしてほしいなと思います。

そこで一つ聞きたいのは、ぜひ、そういう民間の観光事業者といった方の意見を反映させてつくっていくような、そういう取り組みが私は必要と思いますが、その点の見解を伺います。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 奥三河名山八選のときは、やはり広範囲にわたっておりましたので、ワーキングチーム、それから豊橋鉄道さん等も入っていただいて、奥三河観光協議会という形で作成していただいた経緯は存じ上げております。

市内の内容についても、そういうものが必要であるということを内部検討できていければ、そちらの内容も踏まえていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 それではもう一つ。先ほど、ホームページ上で印刷ができるように、まずはつくり、それからホームページで検索できない方には配付できるように、ある程度そういった用意もするというところであろうかと思いますが、新城市のホームページ以外にも、県の奥三河観光ナビとか、そういったものに電子化して張り付けて、それでより活用していただけるような方向性、それから今スマートフォンが普及しておりますので、そういった中にも、アプリの中に電子化して、こういう情報を盛り込んでいけると思いますので、その辺の取り組みについての考えも、最後にお伺いします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 今のホームページ、ほかのところのリンクを張らせていただいたりだとか、そういう形はお願いしていきたいと考えておりますが、ただアプリ等の内容につ

きましては、この予算の中ではちょっと無理があるのかと思いますので、次年度の内容でまた検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

**○滝川健司委員長** 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** 観光振興費の広域観光振興推進事業についてであります。163ページです。2点お尋ねします。

奥三河観光協議会、味のお辺路めぐり負担金が計上されておりますが、どのような事業展開がされていくのでしょうか、お尋ねします。

2点目であります。この事業を進める上で検討しなければならない課題というものはあるのでしょうか、お尋ねします。

**○滝川健司委員長** 川合観光課長。

**○川合教正観光課長** それでは、1点目の事業展開の内容についてご説明させていただきます。この事業は先ほど奥三河観光協議会という、奥三河地域一体となって、食を中心に周遊性を高め、地域への経済効果を図りながら、新東名高速道路の開通時にも活用できる事業として展開していきたいと計画しているものでございます。

その内容は、奥三河の主に飲食店や道の駅、農産物の販売店舗などの88カ所をある一定期間に回っていただき、その箇所数に応じて賞品を出すような企画内容で検討しております。奥三河を丹念にめぐっていただき、自然の魅力を感じ、そこで暮らす人々との交流を深め、奥三河ファンになっていただけるようなものにしていきたいと検討を重ねているところでございます。

2点目の課題については、事業展開する場合の札所と呼んでいるんですが、主に飲食店などの店舗の協力、この事業の周知方法、地域経済への波及効果への取り組み等、さまざまなものが想定されています。

そうした中で、JRや豊橋鉄道などの公共交通機関との協力をいただきながら、バスツアーや鉄道ツアーなどへの商品造成や、商工会、JA、飲食店をはじめとする各商店さんへもきめ細やかな事業説明をし、協力体制の構築につなげ、奥三河連携の強化を進める事業としていきたいと考えております。

以上でございます。

**○滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** わかりました。88カ所といった意味が、お辺路の辺が変だなと思っておったんですけれども、ごろ合わせで、そういうことなんですね、わかりました。

この事業展開する上で、やっぱり開始する時期というものが多分あると思うんです。どんな目測でおられるのか。また、継続して、これはもちろんやっていかなければいけないのかなと思うんですが、目標にする年度というんですか、計画期間みたいなものをもし設定されておったらお尋ねしたいということがまず1点。これをまずお聞きします。

**○滝川健司委員長** 川合観光課長。

**○川合教正観光課長** 開始の時期につきましては、夏ごろからという、7月ごろからということで計画しております。

以上でございます。

**○滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** この事業展開そのものについては、継続的にやっていくのかどうか、これも確認したいということと。それと、もう一個、いろいろ先ほどおっしゃった中で、88カ所の飲食店事業者等々、公共施設等々も含めてであると思うんですけれども、その辺のところ課題としていろいろ上げられておるようではありますが、協力というか、参加していただくというか、その辺をどういうふうにするか、この負担金の中で精力的に新城市役所として行っていくのか、その辺のところ、大きなクリアしないといけない課題かと思うんですが、そのところ、もうちょっと具体的に

教えていただきたいということ。

それから、あと、先ほど農業課からもお話があった地域ブランドの新しいブランドづくり、これも非常に脚光を浴びていこうという産物の品目をつくってあげれば、楽しい展開ができていくのかと思いますし、その辺の掘り起こしにもつながっていくのかと私は思っておりますが、その辺の見通しも含めて、再度お尋ねします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 まず、継続年度というのを考えておまして、88カ所を1年で回るのはちょっと無理でしょう。ですので、2年とかいう形、一定期間というのは、その辺の内容も踏まえて奥三河に継続的に来ていただくということで、88カ所をどれぐらいで回れるか、回っていただけるのかということも含めて検討をしているところでございます。

それから、各商店さん、店舗とかの協力については、商工会を中心をお願いをしております、その趣旨等も十分説明した上でご協力をいただくという形を考えております。

なお、どうしても継続的にやっていただくには、やはり負担金もありますけれども、やはり協力していただく負担というの、若干なりお願いをしていかなければならないかということで考えております。

それから、産品への波及というものにつきましても、やはり先ほど、道の駅、農産物のというような形でご答弁させていただいたんですが、やはりそういうものについても、商品開発にも踏み込んでできると、一番、奥三河の産品を食していただきながら、買い物なのか、購入もしていただき、経済効果への地域経済への波及というの進められるのではないかなということで、関連機関との連携をとりながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 最後に、ちょっともう一点

お尋ねするんですけれども、農業課からほかのところにもちょっと関連してくるわけですが、特に新東名がもう2年後に迫っておるといことで、開通が。そんな中で、今、道の駅の話も出ました。観光ハブステーションとしての奥三河の総合案内所だとか、中継基地にしていくという方針の中で、その役割を果たしていくためには何が必要かというところで、今いろいろ策を練られておると思うんですけれども、そんな中で、やはり2年後、開通するということでもありますので、これに合わせて奥三河観光協会としても、一つやっぱり策を今から練っていかないと遅くなってしまふ、手おくれになってしまうという事態があります。

それから、先ほどの最初に質問させていただいた観光ガイドも含めて、いろんな事業展開、いろいろたくさん事業メニューがあると思うんですけれども、まずは2年後に迫った奥三河観光協会としてのやることは何なんだというところを、まず絞っていかなければいけないじゃないかと思うんですけれども、これも含めて、この協会の負担金の中で、奥三河協会の中で議論されていくということで、来年度、そういう理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 奥三河の内容につきまして、やはり地域の競争という部分で、どうしても避けて通れないような部分もございしますので、奥三河エリアとして地域間競争に勝てるような奥三河ブランドというような強化を図る検討を順次、協力的に進めていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、質問をさせてもらったのは、2年後に迫った新東名の開通も含めて、奥三河協会としてオープンに向けて何をすべきかというところが、課題が出てくると思うんです。そのところをこの協会の中で議

論をしていただきたいというのもあるんですけども、私の気持ちとしては、その辺のところをどうつかんで、どう来年度はやっていこうと、お考えがあればということですが。

○滝川健司委員長 老平産業・立地部長。

○老平千昌産業・立地部長 奥三河観光全般についてご質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

丸山委員さんがご指摘のように、この2年間をどうやって体制を整えていくかということは、非常に重要なポイントです。2月に発表させていただいた体験型観光を集約したものの、これが2年後をにらんだ第1段でございます。この味のお辺路めぐり、いわゆる周遊性を高める商品が第2段と考えております。

いずれにしましても、観光課長がお答えしましたように、どうしても今までは、奥三河観光そのものが新城市とか、北設3町村のそれぞれの市町村ごと競争みたいなことがなきにしもあらずだったんですが、今後、新東名が開通すると、そういった市町村間の競争ではなくて、例えば伊豆地方ですとか、富士地方ですとか、そういった地域間の競争になりますので、こういったもので奥三河全体で魅力をアピールしていかなければいけないと思っております。

そういったもののためには、商品開発を進めておりますが、一つ、私が個人的に課題に思っているのは、そういった地域間競争をやっていくのに、やっぱり奥三河観光協議会という一つの組織が非常に重要でございますので、この組織の体質強化というか、体制強化というのは非常に大きな課題だと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、7款1項3目観

光振興費、観光一般事務経費、163ページ。

交通量調査の目的と委託先は。また、その成果は何に活用するのか、お願いいたします。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 昨年、6月議会の一般質問で、交通実態把握の必要性をご指摘いただき、補正予算でお認めいただいた調査を来年度も行き、経年変化を把握していこうとするものでございます。

この調査では、引き続き三遠南信自動車道、鳳来峡インター付近等の交通実態を明らかにするとともに、本市の観光振興策を検討する上で重要な交通アクセスに関する基礎数値の収集をするるとともに、その結果から、誘客対策の検討を行うことを目的としております。また、新東名開通後の交通動向を分析する上でも、基礎資料となるものと考えております。

調査の委託方法は、交通量調査のノウハウを有するコンサルタント業者に委託を想定しております。

それから、調査結果の活用方法としましては、新東名高速道路の開通に対する観光基本計画アクションプランへの反映や、誘客戦略における基礎資料の一つとして活用し、新東名高速道路開通に向けての観光産業の推進と地域活性化を促進し、交流人口の増加、経済効果の実現に向けての施策展開に結び付けたいと考えております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業、P163。

湯谷温泉審議会委員報酬の内訳と委員の構成について伺います。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 湯谷温泉審議会につきましては、新城市湯谷温泉管理に関する条例の第3条で審議会の設置を、第4条で審議会

の委員が規定されております。

委員の報酬は、新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の2条及び別表に規定された額を審議会の開催に応じた内容として予算計上をしております。

委員の構成につきましては、その条例の中で市議会の議員3人以内、温泉使用者3人以内、学識経験を有する2名以内ということで、実際には湯谷温泉の使用者としての旅館関係者3名と学識経験者としての温泉掘削等の許可を所管しております県東三河総局の新城設楽振興事務所長及び浴場管理等を所管している県の新城保健所長の2名を4年任期で委嘱をしております。

なお、公務員については、報酬等の支払いは行っておりません。

以上でございます。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 審議会とか、審査会というのは、今後見直していくところもあると思いますけれども、これは、年何回ぐらいされておられますか。

○滝川健司委員長 川合観光課長。

○川合教正観光課長 年1回ということで開催をしております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出8款2項3目道路新設改良費、橋梁長寿命化修繕事業、P173。

3点お聞きします。

橋梁長寿命化修繕工事箇所を2カ所に決めた理由は、

2点目、どのような延命修繕工事を予定し

ているか。

3点目、修繕することで、どのぐらいの長寿命化を目指しているか、お願いします。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 それでは、最初に、橋梁を2カ所に決めた理由からご説明させていただきます。

予算要求時期が橋梁長寿命化修繕計画作成業務委託期間中であったことから、またそのほかの社会資本整備総合交付金充当予定事業との調整を図りつつ、平成22年度、23年度の調査結果をもとに、早急に修繕する必要があると考えられたものの中から、2橋の修繕を予定したものであります。

今後は、この計画に沿って実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2問目のどのような工事を予定しているかということでありまして、延命工事といたしましては、主要部材、床版、橋台、橋脚、基礎、支承等橋梁を構築する部位ごとに、それぞれの状態に応じた修繕補修を施すことになり、ケース・バイ・ケースとなります。

施所橋につきましては、昭和4年に供用され、1径間目と3径間目が鉄筋コンクリートの単純T桁で、2径間目が単純トラスの橋梁であります。主桁トラスと横桁及び支承本体に防食機能の劣化、ひび割れ、剥離、鉄筋の露出、腐食等が見られ、緊急の対応が必要であると判定されたため、これらについて、塗装やコンクリート、モルタルによる補修等を予定しております。

また、大橋につきましては、昭和2年に供用された単純合成桁橋で、橋台、橋脚は石積みであります。主桁や横桁の腐食や防食の劣化、支承部本体とアンカーボルトには腐食機能の劣化、床板、地覆の表面劣化、ひび割れが見られ、また橋台や橋脚にはひび割れ、変形欠損、洗掘等が見られておりますので、施所橋同様に塗装やコンクリート、モルタルに

よる補強や充填、橋面舗装等の補修を予定しております。

3点目の修繕することで、どのぐらいの長寿命化を目指しているかということでございますけれども、橋梁はかけかえとなりますと、膨大な費用が必要となります。トータルコストとしての縮減を図ることが重要であると考えております。

そこで、長寿命化修繕計画では、定期点検の中で、損傷の度合いと対策の必要を定めるとともに、従来の事後的な修繕から、予防的な修繕等の実施により、コストのかかるかけかえを極力少なくすることにより、延命化を目指すものであります。

補修は、築造時の強度、応力を長く持続させるために行うものでありまして、工事をしたから何年延命できるというものではないということをご理解いただきたいと思います。

長寿命化修繕計画に係る基本方針に基づき作成した今後100年間の効果でありますけれども、トータルコストとして、橋梁に著しい損傷が発生してから補修する場合の費用と、定期的に点検を実施し、損傷が軽微なうちに補修する場合の費用の差は、概算で37億円見込まれております。この額が縮減されるということでもあります。

こうしたことから、損傷の程度が軽微なときに適切な修繕、補修を行うことで、橋梁の維持管理、廃棄、更新といった費用全体の縮減を図るとともに、橋梁自体の延命化を図ってまいります。

以上であります。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 8款1項2目の高規格道路対策費、高規格道路建設促進事業、167ページであります。

2点お尋ねします。

2年後の新東名開通へ向けて、観光、地域

産業、農林業への経済効果をもたらす協議の必要性が迫られてくると思われますけれども、どのように展開されていくのか。

2点目であります。地域で暮らす人々の効果と影響も同様に協議の必要性に迫られてまいります。どのように展開されていくのでしょうか。

以上、2点です。

○**滝川健司委員長** 荻野土木課長。

○**荻野喜嗣男土木課長** それでは、新東名へ向けての経済効果等の協議の必要性についてお答えさせていただきます。

高規格道路建設促進事業におきましては、新東名を含めて本市が加入している高規格道路建設促進に係る同盟会、協議会等への負担金、分担金を計上させていただいております。

高規格道路は、観光客の増加、地場産業や農林業等における輸送コストの削減、交流人口の増加、防災面や医療面への効果が期待されております。

三遠南信自動車道は、昨年3月に供用を開始され、浜松方面の車が2.2倍に増加し、集客力の増加が見られることや、地域の周産期医療サービスの向上にも貢献し、地域で住み、地域で家族構成しようとする女性を応援するという効果もあったと言われております。また、救急医療の面におきましては、車両の安定走行により、患者さんの負担の軽減といった効果もあったということでもあります。

こうしたいろいろな面への効果もたらされる高規格道路、とりわけ新東名も平成27年の早いうちに開通を目指すとのことですので、三遠南信自動車道とあわせて、本市の将来像を実現するため、高規格道路の計画や整備の状況等の情報を的確に発信してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域に暮らす人々へのということでもあります。

高規格道路の効果は、先ほど申し上げまし

たように、本市に大きな効果をもたらすとともに、通過行政区の皆さん方にも同様の効果があるものと思われまます。

しかし、交通量の増加等に伴い、交通の渋滞や騒音等、環境面においても少なからず影響はあるものと思われまます。こうしたことから、新東名高速道路が通過する各行政区において、対策委員会を設置していただいております。それぞれの対策委員会において、地域住民の皆様方とともに影響や課題を見出していただき、市、愛知県、NEXCO中日本との調整を図っていただいております。

また、NEXCO中日本では、工事の進捗に合わせ、それぞれの対策委員会や地域住民の皆様方に工事の状況や地域に与える影響、制限等について説明を行ったり、回覧を配付したりしていただき、ご理解、ご協力をいただいているところであります。

市においても、新東名対策委員会を設置いたしまして、会議の折に、それぞれの状況等について報告するとともに、環境の悪化等の影響についての対策について説明させていただき、ご理解を得ているところであります。

今後とも、各地区の対策委員会を事あるごとに開催いたしまして、的確な情報の発信と、その対策、説明に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、交通の渋滞対策といたしましては、2項の道路改良費の中で計上させていただき、また愛知県においても国道151号の改良を行っており、地域住民の方々の生活に不便をきたさないよう整備してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘委員** 了解しました。

観光面だとか、あと経済効果も含めた農業費の中でも質疑をさせていただきましたけれども、先ほどの奥三河の観光協議会、この事業展開によって、また希望がかなり膨らんで

くるかというような面、それから地域ブランドの掘り起こしの問題、いろんな課題がたくさんあります。期待ばかりしておっても他力本願ではいけませんので、やはり地域の皆さんの自己努力というか、自助努力も大変必要でありますし、自己責任というのがやっぱりこれは伴ってくると思うし、自覚を持った地域展開がされれば、この1点目についてはかなり大きな展開が期待されるということがあります。

2点目におきまして、もう一回、これは確認していきたいと思うんですけども、土木課というよりも環境面になってくると思うんですが、いろいろ治安の問題も出てくると思うんです。自然環境への影響の課題、それから、あと今言いました治安の問題、それから、あと環境面で言うと不法投棄の課題、はかり知れないことが予想されているということで、もろもろの課題については各地区に設置された対策委員会ですか、これでしっかり検討をしていこうということで課長から答弁をいただきましたが、今後、この想定されると思うんですか、地理的な、新城市内、鳳来峡インターがあって、仮称新城インターができるという想定の中で、どんな想定があるだろうかなというような、いろんなことが考えられてきます。今言ったものが全て、ここが立地条件がいいというのか、悪い面で言うと、自然環境の課題、それから不法投棄の課題、治安の課題というのが、ルートのトライアングルではありませんが、自転車ばかりではありませんけれども、どこからも逆に抜け道があるんです。抜け道があるというデメリットが逆に、これは悪い面で働いていく可能性というのが非常にあると思うんです。そういう面も検討していかなければいけないのかと思うんですけども、私が今言ったようなことは、これはもう皆さんは考えておられると思うんですけども、来年度、この対策費の中で、やはりこういう課題も明確にして、検討

していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今言われたように、不測の課題というんでしょうか、ごみの問題だとか、音の問題、それから犯罪の問題だとか、いろいろな課題が出てくるかと思えます。また、こうした問題につきましても、犯罪とか、そういう形については警察と、もう既に警察もそれなりに動いていただいていると考えております。あと、ごみの問題だとか、音の問題につきましても、環境部局と連携をとりながら、また対策を組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、8款2項3目道路新設改良費、市道稲木線、169ページです。

補償費の内訳をお願いいたします。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 それでは、市道稲木線の補償費の内訳について申し上げます。電柱、NTT柱1本ずつ、計2本の移設、それと上水道の口径300ミリと400ミリの本管、延長250メートルの移設費であります。

以上であります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今年度で、大体稲木線というのは、これである程度、用地取得というか、補償等は物件は終わるわけですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 終わります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 工事の完了目標は、今年度ですか、来年ですか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 まだ、景気対策の関係もありますけれども、早くて26年度、来年になろうかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 続けていきます。

8款4項1目都市計画総務費、中心市街地活性化対策推進事業、175ページでございます。

駅前まちづくり事業調査業務委託料はどのような業務を委託するのか、お願いいたします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 新城駅前のまちづくりにつきましては、地権者を含むまちづくり会議の中で、駅前広場と栄町線の整備について話し合いを行ってまいりました。

平成25年度の事業委託する内容でございますが、これまでの協議をより具体的な段階に進めるため、事業区域を確定しまして、収用事業としての事業認可を得るための設計を委託するものです。また、事業区域の地区界測量も計画しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 事業区域の区域界を計画しているということです。25メートルの沿線沿いのある程度の幅員をとると思うんですけれども、目安としては何ヘクタールぐらいを目安としておりますか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 おおむね、あの地区につきましては2ヘクタールほどございますが、ただ道路と駅前広場を整備するに当たっては、区画整理型を絡めて、移転者の方にも移転先を提供しながら進めたいと思っておりますので、地区が固まるのはそれ以下になろうかと思えます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 続けていきます。

8款4項1目都市計画総務費、石田地区市街地整備事業、175ページでございます。

道路測量設計業務委託の目的と業務内容は、お願いいたします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 狭あい道路を拡張整備することによりまして、市街地としての生活基盤の整備を行う事業として、国の社会资本整備総合交付金の狭あい道路整備等促進事業として実施するものでございます。

平成24年度につきましては、対象となる区域内における4メートル未満の道路と、隣接する民地境界について確認測量を行いました。平成25年度におきましては、対象となります4メートル未満の道路について、各路線単位での拡幅に対する合意の得られた路線、2路線に対しまして、道路の構造及び幅員からなる詳細設計業務を委託するものでございます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 合意が得られた今2路線と言われましたけれども、西側地区と東側地区と、どちらの、両方に絡む道路でございすか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 合意の件もありますが、我々としては西側と東側を計画の中に入れております。と言いますのは、幹線道路からアクセスする道路をまずはじめにやりたいと思っております、あの地区は国道で分断されておりますので、一つずつを予定したものです。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 両側を含むということですが、延長はどのぐらいの、今、詳細設計まで入れて先ほどやるという、延長はどのぐらいの距離を今、想定されておりますか、予算上。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 2路線で400メートルを予定しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出8款4項2目都市公園費、都市公園等管理事業、P177。

緑地管理業務委託料の内訳とその事業内容及び委託先は。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 委託料の内訳につきましては、業務に係る人件費、使用機材に係る経費、発生した廃棄物の処理費などでございます。事業内容につきましては、緑地を適正に管理するための草刈り、それから樹木の剪定、支障となる立木の伐採といったものです。

委託先としましては、特殊な機材、あるいは技能を必要としない業務につきましては、シルバー人材センターに、高所の枝払いや住居付近の立木伐採といった専門性の高い作業が含まれるものにつきましては、市内の造園業者の価格競争によりまして選定した業者に委託をしております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 各事業に委託料がかかるということなのですが、以前、この中で、野田城橋下の公園事業があったんですが、これは今回のそれに入っておりますでしょうか、伺います。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 緑地の中には含まれておりませんが、あれは野田城大橋付近河川敷公園ですので、公園のほうの管理として支出をいたします。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出9款1項3目災害対策費、地震ハザードマップ作成事業、87ページ。2点お聞きします。

ハザードマップを全世帯に配付するとのことですが、現在のハザードマップとの整合性は。

2点目、どのような効果を目指しているか、お願いします。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 まず、現在のハザードマップとの整合性でございますが、現在の地震ハザードマップにつきましては、2003年に国が中央防災会議を通じて公表いたしました、いわゆる東海・東南海・南海地震を対象として、愛知県の被害予測調査のデータを反映させまして、本市が平成17年度から19年度にかけて作成したものでございます。

一方、今回、予定しております地震ハザードマップでございますが、昨年の3月末に内閣府が公表をいたしました南海トラフの巨大地震を対象とするものでございます。

内閣府によれば、この南海トラフの巨大地震は「決して次に起こる南海トラフ沿いの地震を想定したものではない」、また「100年から150年間隔で発生するという想定とは全く違う考え方で設定をしている」、さらに「従来から発生確率が発表されている、東海・東南海・南海地震は依然として発生する確率がある」と説明しておりまして、南海トラフの巨大地震は、従来から想定されております地震とは別の地震という考え方に基いております。

このような国の動きに平行いたしまして、愛知県が現在行っております被害予測調査の結果を反映させた地震ハザードマップを本市が作成するものでございます。

次に、どのような効果を目指しているのかの件でございますが、従来の東海・東南海・南海地震では、本市の最大予測震度は一部の地域で震度6強でございましたが、今回の南海トラフの巨大地震では、震度7と発表されております。

地震ハザードマップは、特定の地震に対し

まして予想される震度や液状化の危険度、また災害危険区域や避難場所などの現状を地図上にあらわしまして、自分の地域や自宅周辺が、地震時にどのような状況になるのかを市民の皆様イメージしていただくものでございます。

内閣府は、この南海トラフの巨大地震の発生確率を極めてまれと説明しております。ただ、極めてまれであっても一度発生すれば被害は甚大でございまして、それがゆえに想定外をなくし、総合的な対策を進めようとしております。

本市といたしましても、今後は南海トラフの巨大地震を想定の一つとして新たに加えまして、今後、一層の減災対策を進めてまいりますとともに、市民の皆様にも、このハザードマップをいま一度、自宅や自分の地域の地震対策を見直す機会にいただき、官民協働で防災・減災のまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ありがとうございます。

今までのハザードマップも利用という形ということで今お聞かせいただいたんですけれども、若干、震度7の指定区域が変わるという色付けに多分、図面上ではなってくると思うんですけれども、今までの配付のマップでは、2枚を一对として配られたと思うんですけれども、1枚の中に新城市が全体に入っているのはなかなか細くなって、誰でもわかるマップというイメージがわからないんですけれども、その中、少し先回に配られたのと同じ形のものを描いておるんでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 ご質問のとおり、前回のハザードマップも2枚ではなくて、新城市内を7、8枚に分けて、そうしないと縮尺が大きくなり過ぎまして、市民の皆様がなかなか自分の地域をイメージしていただくこ

とができないということで、そのような対応をさせていただいております。

今回も、そのハザードマップに合わせまして作成をしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ちょっと確認をさせて。それじゃあ、地域単位でのわかる範囲でというマップという受けとめ方でいいでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 地域ごとということではなくて、新城市内を何枚かに分けて、見やすくするという考え方でございます。それで、対象の地域には、自分の地域が入っておる部をそのものを配付させていただくということでございます。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ありがとうございます。

一つには、先回配られたマップについても、自宅に保管しておるとか、おらんとか、あるとか、ないとかというご家庭もおみえになります。やっぱり、ただ配っただけでは、イメージというのは想定できませんので、そういうことも踏まえた事業展開というのは考えておるのでしょうか。

○滝川健司委員長 大原防災安全課長。

○大原宗鑑防災安全課長 ご指摘のとおりでございますので、今回のハザードマップを配付していただく機会に、前回のハザードマップもぜひ見直してくださいというような啓発もしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

この際、再開を6時30分として、しばらく休憩いたします。

休憩 午後6時14分

再開 午後6時27分

○滝川健司委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 10款1項3目教育指導費、新城ハートフルスタッフ活用事業、191ページ。

(1) 各学校からの要望及びスタッフの人員についてお伺いします。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 各学校からの配置要望ですが、市内23校のうち19校から出ております。その配置要望人員の合計は31人です。

平成25年度、実際に配置できる予定の学校は14校、配置できるスタッフの人数は22人です。配置校で5校、配置人員で9名が要望より少ないという配置です。なお、配置できた学校でも複数配置の希望が単数となったり、希望時間数より少なくなったりしております。ただ、限られた予算でございますので、その予算内で極力有効な活用を考えてまいります。以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 昨年度、倍に増やしたわけですけど、この需要があるということですけど、この送られるスタッフですけども、個別指導とか、外国人とか、不登校とか、発達障害とか、さまざまな問題があるわけですが、ある程度、専門性のあるスタッフが配置できるようには工夫されているのでしょうか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 ハートフルスタッフの仕事は、今言われたように通訳業務と学習支援でございます。通訳業務は当然語学が堪能な人でございますし、学習支援につきましても、実は教員免許を所有しているという者がほとんどでございまして、そういう者が

やっておりますし、何年かやっております、子どもへの理解、学習指導については、十分やっただけのものと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 あと、研修の場と情報共有、交換の場とかは設けられているでしょうか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 全部のハートフルスタッフが一堂に会しましての研修会がございますし、そのときに、学校の担当者が来まして、ともに情報交換、あるいは学校間を超えての研修を行っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 次の質問に行きます。

10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、191ページ。

(1) 不登校いじめ専門相談員を配置する事業目的についてお伺いします。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 不登校の児童生徒の数というのは、依然として多くございまして、学校生活適応指導教室、いわゆるあすなろ教室に通う児童生徒数も増加しています。さらに、あすなろ教室にも通えない、いわゆる引きこもり傾向の児童生徒については、あすなろ教室の指導員が巡回指導も行っておりますが、あすなろ教室に通う児童生徒数が増えておまして、指導員が巡回指導に出るのが難しいという状況がございます。

そこで、あすなろ教室に来られない児童生徒への巡回指導を専門に行う専門相談員を配置して、引きこもり傾向の児童生徒への対応を行い、あすなろ教室、あるいは学校へ通えるようにしたいと考えております。

また、不登校にはさまざまな要因がございますが、その中にいじめということが当然、心配されますので、不登校といじめの両方に

対応できる不登校いじめ専門相談員として設置することで、相談の効果も高めたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変、期待できる相談の仕事だと思いますが、なかなか大変な役割も持たれるわけですが、どのような方をここへ相談員として配置するように考えてみえるでしょうか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 具体的な名前というのは、ちょっとここではお伝えすることができなくて申しわけないんですけども、子どもとか、保護者に寄り添って、親身になって相談できる人、あるいは学校のさまざまな事情についても十分に理解していると、そういう人の任用を考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 この方は、特別、学校から依頼がなくても巡回をしながら、いじめ相談員にもなっていますので、ある意味、学校を巡回しながら市内の学校の問題を解決できるように、巡回しながら問題解決に当たるといって感じてよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 原田学校教育課長。

○原田隆行学校教育課長 今、前崎委員が言われたとおりでございまして、新しい任用の制度でございますので、教育委員会にとどまることなく、情報がある、なしにかかわらず、学校にも行き、あすなろ教室にも通う、さまざまところで家庭訪問もし、ということで、有効な活用を図りたいと思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 続いて、次の質問に行きます。

10款1項3目教育指導費、私立高校等授業費補助事業、193ページ。

(1) 補助目的とその必要性について。新  
城市在住の高校生に対して、授業料補助のあ  
り方を見直す時期ではないかと思いたすがい  
かがでしょうか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 本日ですが、  
小石教育総務課長は体調不良のため、お休み  
いただきましたので、私が代理でお答えをい  
たします。

本補助金は、私立高等学校等に在籍する生  
徒の保護者に対しまして、授業料の補助を行  
うことにより、保護者の経済的負担の軽減を  
図るとともに、高等学校教育の振興に寄与す  
ることを目的としています。

市の補助金は、愛知県が行う高等学校授業  
料軽減補助金のそれぞれの区分の20分の1を  
補助しており、平成22年度からは、国による  
公立高校授業料無償化及び高等学校等就学支  
援金制度により、所得制限もなくなっており  
ます。

また、本市の高等学校等への進学率は、平  
成23年度の実績でございますが、98.26%に  
達しておりまして、準義務教育課の様相を呈  
しております。

授業料補助のあり方を見直す時期ではとい  
うご質問でございますが、本補助事業の対象  
者数、補助額が年々増加傾向にあることや、  
小中学校の就学援助事業、これは経済的に困  
窮している保護者に対して、学用品等の購入  
に係る費用の補助を行っているものでござい  
ますが、これらの受給者が年々増加し、受給  
率が全児童生徒の8%を超える状況にもあり  
ます。

したがって、社会経済状況が好転するまで  
は、継続が必要ではないかと考えております  
が、今後の国の方針等を踏まえ検討してまい  
りたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 私学に通う生徒に授業料  
補助という、これが始まったころにつつまし

ては、公立に入れない、なかなか所得の関係  
から私学にしか行けない子どもたちに対する  
補助というような考え方で始まったと思うん  
ですが、そのような認識で私はいるんですが、  
その辺につきましてはどのようにお考えです  
か。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 今ご指摘のよ  
うに、当初の想定は委員のご指摘のとおりだ  
と思います。

最近の傾向でございますが、確かに公立高  
校に入れる生徒さんで、勉強も優秀、それか  
らスポーツも優秀な方が、自分の意思で私立  
高校へ進んでいるという状況もあるというの  
も認識しておりますが、先ほど申しましたよ  
うに、経済的なこと、今現在の経済、一部業  
界では好転してきているという報道等もあり  
ますけれども、まだまだ社会経済状況という  
のが好転するまではきていないと認識をして  
おりませんので、先ほど申しましたように、今  
後の国の方針等を踏まえて検討を進めていき  
たいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 私の質問の中に、新城在  
住の高校生全体で考えていったときに、作手  
分校の定員割れ等の問題、あと作手にバス通  
学、あと田口のほう、さまざまな寮費がかか  
ったり、バスがかかたりするわけでした、  
時代の流れとともに、やはり新城市にふさわ  
しい高校生に対する補助のあり方を考えてい  
っていただきたいと思いたす。

次の質問に行きます。

10款6項3目、学校保健費、学校給食安全  
対策事業、223ページ。

(1) 放射性物質検査委託の実施内容につ  
いて。子どもたちの給食は自校自園でつくら  
れているが、安全な食材が確保されているか  
お伺いたします。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 学校給食にお

ける放射性物質の有無について、平成24年度、今年度は愛知県が事業主体となりまして、県内22カ所の調理場で学校給食の事後検査が行われております。本市においては、新城小学校が対象調理場に選定をされております。このときは、9月から3月上旬にかけ、各調理場、年間4回の検査が行われております。県内いずれの調理場からも放射性セシウムは検出されておられません。

平成25年度、来年度は市独自に検査を行う計画であります。夏休みを除きまして、毎月1回、3校分の学校給食について、業者委託により、ゲルマニウム半導体検出器を用いまして事後検査を行うものです。3校分といたしたのは、食材の調達先が各学校で異なることから、地理的条件などを踏まえ、旧市町村単位で1校ずつの選定をしたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 確認ですけれど、3校、月1回というのは、これは毎月行われていくということは、市内全校が1回ずつできるというような考え方なんでしょうか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 一つの考え方としては、順繰りにやっていくという考え方もありましたが、現在は1校を定点に決めてモニタリングをしていくという意味で、3地区1校ずつ選出をするという考え方を持っております。

以上です。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 まだ、3校の学校は決まっていないでしょうか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 現在、まだこれから選定をしたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 市が独自でモニタリングは、昨年度は一応検査結果はよかったんです

が、続けるということをして市が独自で決めたとはいえ、というあたりにつきましては、どういうお考えで月3校のモニタリングをしていくというような予算を付けられたんでしょうか。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 今年度、県下でモニタリングということで、積極的に手を挙げて新城小学校が採択をされております。来年度については、新城市が、そういう関係で県の事業には採択される見込みがないということで、やはり継続的に、新城市としてもまだ放射能の問題は終わってないという捉え方をしまして、継続的に来年度もやっていきたい、独自でありますもやっていたいと考えております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 大変、安心できるいいことだと思いますが、新城市はこども園になりまして、自園でも給食をつくっています。影響の大きいのはこども園の子どもたちだと思いますが、ここを検査をするというようなお考えはないでしょうか。

○滝川健司委員長 小澤市民福祉部長。

○小澤康史市民福祉部長 現在のところ、予算を計上しておりませんのは事実でございます。

25年度から教育委員会が、こういった先行して委託業務をやっていますので、今後はそういった市民の満足度等いろいろ考えて、費用対効果の面からも、この事業を参考にさせていただきながら研究をしていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 それでは、10款2項3目学校施設整備費、学校トイレ洋式化事業、199ページです。

今回予定の6校の選択の理由と、今後の年次計画についての考えをお伺いします。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 学校トイレの洋式化につきましては、平成25年度から4年間の計画で、洋式トイレの設置割合の低い小中学校について整備を行うもので、前半の2年間で小学校を、後半の2年間で中学校を整備したいと考えております。

今回の予定の6校の選択理由ですが、洋式比率の高いところや、平成25年度から閉校となる小学校を除きました小学校の約半数を計上しております。その小学校の中で、洋式トイレ整備率の比較的低いところを主に選定しておりますが、実施に当たっては、各学校の状況を再調査し進めていきたいと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 選択の6校について、具体的に教えていただきたいと思いますが。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 今現在、予算上で上げてあるものは、舟着小、千郷小、東郷東小、鳳来寺小、鳳来西小、巴小を予定しております。

ただ、先ほども申しましたが、実施に当たって、再度、各学校の状況を鑑みまして、入れかえ等もあるかと思いますが、それについては検討をしてから実施に踏み込んでいきたいとも思っております。

○滝川健司委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 ちょっと、今、確認ですが、舟着、千郷、東郷東、鳳来寺、鳳来西、巴、その6校ということですか。

それでは、次に、新年度、25年度に、学校トイレの洋式化の改修工事をする大きな方向性として、時期的なものなんですけれども、設計作業も必要になってくるということもありますけれども、夏休みごろ、学校が休みの間に、できる限り速やかに整備していくのが一番よろしいのかと思うんですが、時期的な

ことを今の段階ではどのように考えているか、お考えを伺います。

○滝川健司委員長 小林教育総務課副課長。

○小林義明教育総務課副課長 時期、学校施設はもちろんそうなんです、基本的にはお休みを利用した改築ということで、児童生徒さんの影響のない時期を選びます。早急に設計をし、着工に移れるように努力してまいりたいとは思っております。

以上です。

○滝川健司委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 文化財保護費、市指定文化財釜屋建て民家修理事業、213ページであります。

特殊な屋根の改修となりますけれども、どのような見積もり計画をされて予算計上に至ったかお尋ねします。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 改修工事費の内訳の概要でございますけれども、大きく3点となります。足場のための仮設費、屋根材のふきかえ工事費、そして長年の風雨等で傷んだ外壁や内部の修理における雑工事費の三つでございます。

このうち、経費の多くは、母屋と釜屋の2軒分の屋根の材料となりますカヤの処分費、並びに購入費と、そのカヤをふく人工に重点を置いております。

また、昭和60年の移築復元以来、長年にわたって手入れを施していなかったため、カヤの重みや屋根を支える竹材等の骨組みの縄も緩みまして、そのため、骨組み全体が下へずれてきているため、基礎部分の修正も必要となっております。現在、屋根には、防水シートがかけられておりますが、屋根には穴が空いている箇所も何カ所かありまして、部屋内部への雨水等の入り込み、畳や支柱の腐食、土壁のはがれ、以前、移築復元の際にも古い

材料がそのまま使われていることもございまして、その腐食の補修などに係る費用も見込んでおります。

さらに、カヤ材は千束以上も必要でございまして、その資材の確保のため、県外からの購入も見込まれますので、早くからの準備が必要でありまして、6月から3月にかけての工事期間を予定しております。なお、屋根のふきかえ工事自体につきましては、カヤの乾燥期間も必要でございまして、冬に行いたいと計画しております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 概略はわかりました。

こういう公共施設そのものの改修、文化財は特にそうなんですけれども、高額になりがちになるんです、割合と。東照宮のときも結構高かった、3億円だか、4億円だか、結構かかりました。

私たち素人目に見ても、カヤぶき屋根の補修、屋根だけを見ますと、いろんな工夫ができないかと思って素人目で見るとは思いますが、そこら辺にやっぱりヨシだとか、いろいろ生えておりますので、そういったものをあらかじめ保管しながら、保管方法というものもある程度簡単に、今までの私自身のこういう前例から言えば、割合に簡単にできる、活用できると私は見ておったものですから、ここに2,800万円ものお金が投入されていくということで、非常にちょっと疑問点も持ちながらお聞きするわけですが、実際の工事そのものについては、屋根は特に特殊なものですから、専門の職人さんが多分やられるであろうと。細かく言うと、そういうような見積りりの仕方、それからさっき言ったようなススキだとか、ヨシの確保方法、それによってもまた金額も違って来るだろうということが想定されるし、いろいろあるのかと、見積りりの仕方があるのかと感じております。

それから、ちょうど屋根屋さんにもちょっ

とお聞きしたんですけれども、大体、坪数に7万円ぐらい掛ければ、カヤぶき屋根は大体の総額が出てくるということをお聞きしまして、7万円で建屋、屋根の坪数を考えてどうなのかとか、いろいろ考えてみたんですけれども、なるべくちょっと知恵を働かせていただいて、市内のいろんな有数な力のある建築に携わる方々もおみえになりますので、いろんな見積りりの出し方もあるかと思っております、その辺を再度、もう一回、確認したいと思っております。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 今回の見積りりに関しましては、一応、専門業者ということで、岐阜県の専門の方にちょっと出していただいたわけなんですけれども、今、委員さんをご指摘にございましたけれども、以前、昭和60年に今の建物は復元されたんですけれども、そのときは市内の業者にやっていただいたということで、ただカヤぶき屋根の部分につきましては専門家ということで、山梨県の専門家の方をその業者さんに呼んでいただいて、それでやったという経緯がございまして、ですから、その辺も一応、委員さんのご指摘がございましたので、いろいろ考えまして、なるべく低額でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 全体のどのような見積りり計画をされて、予算計上に至ったかということで、今、工法的な問題も含めて、材料も含めて、確保も含めて質問させていただいたんですけれども、今度は直してからの、今までの管理の問題も、昭和61年以降、なかなか手が加えられなかったという説明がありましたので、今後どうするんだということも踏まえて、どんな利活用をしていくのか。それから、あと管理も含めて。それから、あと市の指定の文化財として、これからどうやって生かしていくのかという課題。あと教育の面で言う

と、新城の史跡めぐりというんですか、歴史めぐりというんですか、そういう観点から言うと、社会科の勉強教材としてもこれはなるということは間違いない。これは今もやっておられると思うんですけども、こういったものをどうやって生かしていくのか。

それで、鈴木眞澄委員さんとも過去にちょっと話したことがあったんだけど、あそこへいっそ誰かに住んでもらったらどうだと、管理していただくのに。そんな提案もちょっといただいたりしておったんですけども、これは来年度、改修した以降の話になるかもわかりませんが、その辺も含めてお願いします。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 改修後の活用方法でございますけれども、この釜屋建て民家につきましては、昔の人々の住宅を気軽に休憩施設等々として利用できる施設として活用していくように考えてはおります。

具体的には、観光の一つの目玉として、さくらまつりなどのイベント開催時の開放とか、お茶会の開催など、そのほかでは、委員さんがおっしゃいましたけれども、小学校の社会科の学習等にも利用していただくことを考えております。

また、この施設の活用につきましては、今後も庁内の関係部局で構成をいたします桜渚公園施設整備計画等、庁内検討会議というのが今ございますので、これでさらに検討してまいりたいと思います。

また、今回、28年間放っておいたという経緯もございまして、カヤぶき屋根は、通常20年から30年でふきかえが必要とされておりますけれども、今後は補修の部分についても計画的に小規模な補修を行って、長期的な維持管理を図っていきたいと思っております。

それから、工事期間に合わせまして、市民の皆さんにせっかくの機会がございますので見学会や、工事が決まってからの話でござい

ますが、可能であれば、カヤぶき屋根の体験教室等も行っていったらどうかと考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 文化振興費、地域文化広場管理事業、207ページでございます。

指定管理による効果と1年間の成果をどのような形で求めていくか、お願いいたします。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 新たな指定管理者に期待する効果といたしましては、民間事業者の能力やノウハウを生かしました管理運営による経費の削減が挙げられます。また、利用者へのサービスの質の向上、今回初めて組み入れました指定管理者が実施する自主事業による施設の利用率や利用者の増加を図ることもあわせて考えております。

成果を確認するに当たりましては、指定管理者には基本協定や業務仕様書に基づき、年度当初の事業計画書や年度終了後の事業報告書の提出、四半期ごとに業務報告書の提出を義務付けております。また、施設利用者の苦情や提案を取り入れるためのモニタリングの実施や、管理運営に関する指定管理者の自己評価書の提出、さらに市、指定管理者、利用者代表の方などから構成する指定管理の運営協議会を設置いたしまして、年間を通じて定期的に開催することで、運営状況をチェックいたしまして、管理運営面の改善を迅速に行うことができる体制を新たに構築する予定でございます。このほかには、市が、各種指定管理者からの報告書に基づきまして、年度が終わった際には事業評価を毎年度実施する新たな試みにも取り組んでまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 本当に、文化会館はできて25年、26年ですか、今までかなりずっと1業者というか、総合サービスセンター等が管理、それから舞台はまた専門の管理がやってきておるんですけども、今後は新たな指定管理ということで、1点ちょっとお聞きしたいんですけども。いよいよ、あと2週間そこで4月1日、年度がわりになり、この辺の今までの現在管理している業者というのか、団体と、4月1日から新たに来る管理する業者との、その辺の調整というか、協定書も恐らくもう作成中ではあると思いますので、ちょっと今聞いたら中身も出ておりました。その辺で、事業計画、実施事業計画、それから受付業務、舞台管理業務等、ちょっとどの程度、今、協定作業中というか、進んでおるのか、ちょっと教えてください。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 現在、基本協定書を1月31日に締結いたしましたして、それから業務仕様書もそちらに付いております。ただ、年度協定については、まだこれからになりますけれども。それから、2月に入りまして、大体毎週のように、今の新城施設管理センターと、もとのということになります。新しい指定管理者との引き継ぎを随時やっております。それから、計画につきましては、これから出していただくような形で、指導はしていく予定でございます。そんな予定で今進んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もう一点、現在の雇用関係と、新年度で新しくなっていくときの今の雇用者というか、その辺の人材的な受け付けと、舞台上の管理等の把握というのは、今されていますでしょうか。

○滝川健司委員長 請井文化課長。

○請井浩二文化課長 まず、人員配置とか、そういう関係につきましては、前の12月のときの委員会で、議会の皆様からご指摘をいた

だいたみたいに、地元の雇用をやっていただく、それからほかの物品の購入等についても、地元を優先して購入していただくということを協定書に取り入れさせていただいております。

それから、舞台管理等につきましても、今度、中身が、委託者が変わるものですから、その辺についても2月以降から双方で打ち合わせをしていただくように、今やっておるところでございます。よろしくお祈いします。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出10款6項2目体育施設費、総合体育館調査研究事業、221ページです。

事業の取り組み方についてお伺いいたします。お願いします。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 総合体育館調査研究事業につきましては、市役所新庁舎建設に伴いまして現市民体育館が取り壊されることから、市民体育館機能をどのようにしていくのかというテーマで、総合体育館の設置を含めて、今後のあり方を検討していくための事業です。

昨年の一般質問でお答えしたとおり、東三河広域ビジョン策定に当たって、防災機能を備えた体育館建設を県に要望しているところですが、当面は、市民体育館機能の保全について庁内検討を進めていく予定でございます。

以上です。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 庁内であることを言われていますけれども、使う方も体育協会さん等、構成も入っていただいて、場所は総合公園ということで確か聞いていると思いますが、あと時期ですか、そういうことも具体的にある程度、目標設定をしていくべきではないかと考えますけれども、どのようですか。

○滝川健司委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 時期というご質問でございますけれど、庁舎建設という大きな事業もございます。ですから、ある程度のめどが付く時点で、見通しが立った時点で、ある程度の関係者、市民も含めまして、今後必要であれば、交えた研究チームみたいなものをつくっていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 今、課長さんがおっしゃっていることは確かにわかりますけれども、これで体育館のことも早い、遅いということはあるかと思えますけれども、どちらにしてももう計画ということですから、こういう計画を立てていくべきだと思いますので、なるべく本当に今年度なら今年度のうちに、そういう体育協会の方やスポーツ団体の方のご意見も取り入れながら、やはり明示を早く出すべきだと考えておりますけれども、そのような方向性で進んでいただけるかどうかについて。

○滝川健司委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 委員さんがおっしゃいますように、市民体育館がなくなるということで、ただ総合体育館を新たにつくるということはお金も時間も相当にかかることでありますので、これはやはり慎重に検討をしなければならぬと考えております。先ほど課長が答弁しましたように、県も抱き込んだ形でもどうかというようなことも一つの方策として考えておるものですから、なかなか市独自ですと突き進んでしまうということが今のところできないというか、そうすべきではないと考えておる、いろんな可能性を探りながら当たっていきたいと考えておりますので、ただ市民体育館の機能という部分をまず中心におきまして、それを実現するためにどんな手法が考えられるのかということをもまだ現段階では庁内の検討ということで納めておりますが、これが時期が来ましたら、関係者も含めて大きな形でやっていきたいと思っ

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

次に、歳出11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑者、中根正光委員。

○中根正光委員 歳出11款1項1目厚生施設災害復旧費、しんしろ斎苑災害復旧事業。

(1) 復旧工事の概要及び施行時期について伺います。

(2) 工事中、利用者への影響はないか伺います。

○滝川健司委員長 松下生活衛生課長。

○松下 誠生活衛生課長 それでは、斎苑の災害復旧工事に関する質疑、二ついただきました。

まず、はじめに、復旧工事の概要及び施行時期でございます。

対策工法については、去る平成23年9月の発災直後からの法面測量設計、定点経過観測業務、法面ボーリング調査解析検討業務から得られました事実をもとに、昨年9月定例会において、対策工詳細設計業務委託経費の補正予算をお認めいただき、土木工法でありますので、工法決定の過程においては建設部土木課の職員にも同席、助言をいただき、細部調整を行い、復旧に向けて練り上げました内容をお示しさせていただくものであります。

このような過程・経過を踏まえまして、予定の対策工法であります。メイン工法としては、土砂の移動、可動をとめるため、法面の中段に鋼管杭を打ち込む抑止工としての抑止杭工を行います。また、地下水流路確保のため、V P管挿入による抑制工としての横ボー

リング工、鉄筋を土中挿入によります切土補強工と吹付砕工の組み合わせによります斜面安定を図るもので、大きく分けまして、四つの工法、その他排水施設なども施工であります。提案しております予算内で対応させていただくものでございます。

施行時期につきましては、平成25年6月から平成26年3月までを予定しております。

次に、利用者への影響はないかでございます。

この施設は、工事期間中においても業務を休止するわけにはまいりません。復旧工事の折、考慮するものは二つあると思います。

一つは、重機など機械類の転落や土砂崩落による施設への被害、そしてもう一つは、工事による騒音であります。

転落、崩落につきましては、施工業者への安全対策として、万全を期する旨の依頼・指導を工事期間中も継続して行い、工事休業日、休みのときにも、安全対策については徹底して指導することとします。特に、土砂崩落の危機管理については、傾き、地盤伸縮の観測調査を継続しながら、施工管理を進めてまいります。

次に騒音であります。工事期間中は、どうしても重機類の稼働音が発生します。しんしろ斎苑では、利用者が到着すると、火葬前の静寂な中での告別儀式、炉前儀式がとり行われております。大きな騒音の発生によっては、儀式は台なしになり、利用者からの苦情も想定されます。この課題については、施工業者の現場監督員と事務所職員が連絡を密にしまして、機械の停止時間を設けることで対応したいと考えております。

なお、工事期間中は、利用者に対しての注意喚起、おわび、これを施した案内表示板の設置により対応することとしております。

また工事に伴う施設休止などリスク管理は、最悪のことを想定しておく必要もあります。その場合には、愛知県火葬場連絡協議会の一

員として定めております災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定に基づき、東三河ブロックの近隣市町での受け入れをお願いすることになります。

以上でございます。

○滝川健司委員長 中根正光委員。

○中根正光委員 施設の復旧に多額の費用をかけるということですが、今後、やっぱり利用を増やすということで、指定管理者とかがいったようなことを考えておるか、いかがでしょうか。

○滝川健司委員長 清水環境部長。

○清水良文環境部長 指定管理につきましては、平成21年度に方針が決まりまして、庁内検討組織の公共施設のあり方検討会によって最終報告によるものが出ております。斎苑につきましては、指定管理の方向を探るということになっております。これは、民間業者が参入しやすい条件について検討の必要があるということでございます。

この内容を考慮した上で、今年度から準備を、そういったことが可能かどうかというようなことを検討しております。内容でありますけれども、過去の利用実績を踏まえた必要経費の検討とか、県内、他の市町村34施設がありますが、運営状況の調査、民間参入による功罪などの検討を行っているところでございます。その検討を行った上で、最優先は指定管理者制度でありますけれども、県内の状況を調べますと、指定管理者制度導入施設は4施設、直営施設のままが14施設で4割程度と、火葬業務などの一部の業務を管理委託する方式の施設も2割程度を占めるなど、まだまだ直営や一部委託の施設が大勢を占めております。

このような状況下で、本市における各種公共施設の直営への移行というのが、今、指定管理から直営移行というようなことがあります。そんなことも出てきておりますので、引き続き県内の指定管理者制度の導入施設への

ヒアリング、業者などの接触も図りまして、民間目線による施設の使い勝手のよさを引き出すための方策を検討していきたいと考えております。

次年度におきましては、先ほど答弁させていただきましたように、2年越しの懸案であります災害復旧工事に全力を挙げて取り組む予算とさせていただきます。

以上でございます。

○滝川健司委員長 中根正光委員。

○中根正光委員 (2)のほう、近年、新都市職員関係者の交通事故が大分多いと思います。よって、今、皆さんがご存じのように新東名でも事故があったということで、生コン車もちょっと私が聞いたところによると、ちょっと暴走ぎみに走った生コン車もおると、新東名関連で。そんなことがありますので、こういった工事の特別というわけではないですけど、以前と違って、そういう事故防止に対して気を付けるようなことは、心がけているでしょうか。

○滝川健司委員長 松下生活衛生課長。

○松下 誠生活衛生課長 先ほども答弁の中で若干触れさせていただいたわけですが、当然、工事期間中、また業者が決まった折には、そういう指導、今、中根委員さんが言われた懸念されている問題等も策はあるという話ですので、ここら辺を十分、十二分にお願いをして、事故のない、職員は事故が結構多いですが、業者は事故のないようにお願いしたいと思います。

○滝川健司委員長 中根正光委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 1点だけ、ちょっと。

さっき駐車場の工事場所というのか、駐車場のスペースがどのぐらい減っちゃうのか、工事をするために、かなりのスペースをとら

れちゃうのか、それだけ確認します。

○滝川健司委員長 松下生活衛生課長。

○松下 誠生活衛生課長 今回の対策工事は、駐車場スペースは使いません。駐車スペースは、まだまだあそこの斎苑で葬儀が行われるには足らないような状況ですので、裏面から入って、以前にもお話しました作業路がありますが、そちらから進入して、作業を行う予定にしております。そのような計画でおりますので、駐車場は使わないですけれども、第3駐車場というのは一つ、西側から入る農道の部分、作業道の奥にあります。舗装もしていない部分ですが、あそこへ若干の資材を置く必要が出てくるかと思っておりますので、第3駐車場の部分はちょっと不便をかけるかなという事は想定しております。

以上でございます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出11款災害復旧費の質疑を終了します。

以上で、第31号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第31号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。

本日の予算・決算委員会はこれまでにとどめ、散会したいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定しました。

本日はこれもちまして散会します。

次回は、明日19日午後1時30分から再開します。

**閉会 午後7時14分**

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司